沖縄米軍基地の返還 — SACO 合意の実施状況を中心に —

福田毅

目 次

はじめに

- I SACO 最終報告までの基地返還の経緯
- Ⅱ SACO事案の進捗状況
 - 1 普天間飛行場
 - 2 北部訓練場
 - 3 安波訓練場
 - 4 ギンバル訓練場
 - 5 楚辺通信所
 - 6 読谷補助飛行場
 - 7 キャンプ桑江
 - 8 瀬名波通信施設
 - 9 牧港補給地区
 - 10 那覇港湾施設
 - 11 住宅統合

おわりに

はじめに

2003年5月29日付の米紙ロサンゼルス・タイムス(Los Angeles Times)は、沖縄に駐留する海兵隊約2万人のうち1万5千人をオーストラリアに移駐することを米国政府が検討していると報道した⁽¹⁾。この計画が実現すれば沖縄の負担が著しく軽減されるだけでなく、現在懸案となっている普天間基地の代替施設建設も白紙撤回されるのではないかとの期待もあって、報道に対する沖縄の反響は大きく、地元紙でも大々的に取り上げられた。しかし、米国のP・

ウォルフォウィッツ国防副長官は、世界的な米 軍の再配置を検討していることは認めたものの、 在沖海兵隊の移転計画については根拠のない 「憶測」だと報道を否定した(2)。さらに、6月 26日の下院公聴会では、P・ロドマン国防次官 補(国際安全保障問題担当)が、地元住民の負 担を軽減するために日米両国政府は長年に渡っ て在沖米軍の配置調整を検討してきたが「我々 は沖縄から去るつもりはない。日米両国が話し 合っているのは小さな調整だ」と証言した。T・ ファーゴ太平洋軍司令官も、日本政府が負担し ているホスト・ネーション・サポート (在日米 軍への財政的支援)の重要性を指摘した上で、 「太平洋の戦略的関心事に対処する我々の計画 および能力にとって、沖縄の海兵隊と空軍は決 定的に重要である」と証言している(3)。

そもそも2002年の国防報告でも、アジアにおける「米軍の基地および中継施設は、他の重要な地域に比べ少ない。このため、軍のアクセスや施設の利用に関する追加的な協定を確保することが……重要となっている」として、アジアにおける米軍のプレゼンスを一層重視する姿勢が明確にされていた⁽⁴⁾。沖縄がこの地域における米軍の活動のための「ハブ基地」として位置づけられていることは明白で、2001年のアフガニスタン攻撃(不朽の自由作戦)、2002年から行われているフィリピンのイスラム原理主義組織アブ・サヤフの掃討を目的とした米比合同軍事演習(バリカタン)、2003年のイラク攻撃(イラクの自由作戦)等にも在沖米軍部隊が参加していることがそれを裏付けている。もちろん、

在沖米軍の最大の存在理由である朝鮮半島情勢 も、解決するどころか昨今は緊張が高まる一方 である。これらの事実からすれば、近い将来に おいて在沖米軍が大規模に削減される可能性は 低いと見なしてよいだろう。

沖縄からの海兵隊撤退の可能性に注目が集まったのは今回が初めてではない。1995年9月(5)に発生した在沖海兵隊員による少女暴行事件が日米間の大きな政治問題となったこともあって、その後2-3年の間に日米の識者や軍関係者から各種の在沖海兵隊撤退論が提案された(6)。当時もそのような動きに沖縄の期待は高まったが、結局しばらくすると論議は自然消滅してしまい、沖縄県民の気持ちは「裏切られる」結果に終わった。

このような過去の経験にもかかわらず再び沖 縄県民が海兵隊撤退の観測に希望を見出そうと している背景には、長年に渡る過重な米軍基地 負担への不満と、「沖縄における施設及び区域 に関する特別行動委員会 | (Special Action Committee on facilities and areas in Okinawa /SACO) 最終報告(1996年12月) で合意された はずの米軍基地の返還さえも遅々として進まな い現状に対する苛立ちがある。SACOでは約 5,000ha の基地返還が合意されたが、これは在 沖米軍基地の約20%に相当する。もちろん SACO 合意の実施だけで沖縄の基地問題が全 て解消するわけではないが、これだけの面積の 基地が返還されれば沖縄の負担は実質的・精神 的にかなり緩和されるであろう。翻って言えば、 日米両国政府が公式に合意した事項でさえ誠実 に遂行されないとしたら、沖縄の不満はかえっ て増大してしまう危険もある。SACO 合意の 完全実施は米軍基地問題解決へ向けた取り組み の重要な第一歩なのであり、沖縄問題に対する 日本政府の姿勢が問われているのである。この ような観点から、本稿では基地返還の進捗状況 とその遅延の原因を取り上げる。

I SACO 最終報告までの基地返還の経緯

よく知られた数字だが、日本の国土面積の1 %にも満たない沖縄県に在日米軍基地の約75% が集中し、沖縄県の面積の約10%が米軍基地に よって占拠されている。正確に言うと、2002年 3月末現在、日本にある米軍施設・区域は134 施設101,082haで、そのうち38施設23,729haが 沖縄県にある。しかし、この米軍施設・区域に は、日米地位協定第2条第4項(b)に基づき米軍 が一時的に利用できる施設(大半は自衛隊施設、 特に演習場)が含まれている。米軍専用施設に 限ると、全国にある89施設31,264haのうち37 施設23,360ha が沖縄に存在する (以下、「米軍 基地」とはこの「米軍専用施設」を指す)。 つまり 米軍基地の面積の74.7%が沖縄に集中している ことになる。沖縄の県土面積に対して米軍基地 が占める割合は10.4%であり、さらに基地は沖 縄本島に集中しているため、沖縄本島に限定す ればその割合は18.8%に跳ね上がる(7)。図1は 1997年当時の在沖米軍基地の配置図である。

米軍基地の存在は、事故、騒音、環境被害、 米兵による犯罪といった基地被害を地元住民に もたらしている。沖縄県に米軍基地が集中して いるため、沖縄県民の多くは、日本全体の安全 を確保するための代価が沖縄県だけに押し付け られているのではないかという不満を抱き、本 土も相応の基地負担を負うべきだと感じている。 1972年5月15日の沖縄返還時には、沖縄にあ る米軍基地は87施設28,661haであった。単純 に計算すれば、在沖米軍基地の面積は現在まで に4,932ha 減少していることになる(追加提供 した施設の返還等も含めれば、1972年5月15日から 2002年 3 月末までに5,151ha が返還されている $)^{(8)}$ 。 したがって、SACOで合意された約5,000haの 基地返還とは、30年かけて積み上げてきた数字 に匹敵する大規模な計画なのである。

沖縄返還後最初の大きな米軍基地返還計画は、 1973年から76年の日米安全保障協議委員会(安



図1 在沖米軍基地の配置(1997年当時)

(出典) 沖縄県総務部知事公室基地対策室編『沖縄の米軍基地 平成10年』1998.3, p.2.

保協)で合意されたものである。第14回安保協(1973年1月23日)では3施設480haが、第15回安保協(1974年1月30日)では48施設2,587haが、第16回安保協(1976年7月8日)では12施設1,604haがそれぞれ返還合意された(合計延べ63施設4,672ha)。しかし、これらの合意の中には施設の移設が条件とされているものも多く、返還計画はなかなか進捗しなかった。1990年6月の時点で返還済みであったのは44施設2,500ha、1997年3月末の時点でも返還済みは57施設3,304haであった(9)。現在でも未返還の事案のうち最大のものは第16回安保協で移設を条件に全面返還が合意された伊江島補助飛行場(802ha)であるが、基地関連収入を重視する地主

会が全会一致で米軍の継続利用を要請していることもあって返還の目途はたっていない⁽¹⁰⁾。また、後に SACO 合意にも含まれることとなる那覇港湾施設(57ha)も、既に第15回安保協で移設を条件に全面返還が合意されていた施設である。

基地返還計画の遅れに不満を抱いた沖縄の自治体は、日米両国政府への働きかけを強めるようになった。1985年および1988年には当時の西銘順治沖縄県知事が訪米し、普天間飛行場および那覇港湾施設の全面返還を含む計7施設の整理縮小を米国政府に要請した。また、1986年には、沖縄県知事および基地関連市町村長によって構成され、基地の返還や利用・転用の促進等

を協議する沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会(軍転協)が「米軍基地の返還要望施設とその転用計画」をまとめた。これは那覇港湾施設や北部訓練場等13施設20件(2,074ha)の早期返還を政府に要請したもので、これほどまとまった規模の返還を自治体が要請したのは初めてのことだった(11)。

日米両国政府は、自治体側からの一連の要請 を受け、日米合同委員会でさらなる在沖米軍基 地の返還へ向けた協議を1988年から開始した。 そこで取り上げられたのは、(1) 安保協で合意 されたが未返還の事案(安保協事案)、(2)県知 事が要請した事案 (知事事案)、(3) 軍転協が要 請した事案 (軍転協事案)、(4) 不要施設として 米軍が提案した事案(米軍事案)の4つの事案 であった。そして1990年6月19日、日米合同委 員会は17施設23事案(一部重複する事案あり)、 合計約1,000haの返還に合意した。その概要と 現時点における返還状況が表1である。2003年 8月現在、約697ha(約68%)の施設が既に返 還されている。なお、23事案中のキャンプ桑江 の返還は1996年の SACO 合意にも含まれるこ とになる。

また、合同委員会で検討対象とされたものの返還合意に至らなかった10施設18事案については、今後の検討対象とされた(表 2)。この18事案のうち、那覇港湾施設および普天間飛行場の全面返還は地元の要望が特に強く交渉の「目玉」とされていたが、移設先を探すことが困難との理由から返還合意には至らず、地元には不満が残る結果となった(12)。しかし、両事案は共にSACOで返還が合意されることになる。

1994年 6 月に訪米した大田昌秀沖縄県知事 (当時) は、最重点事項として(1) 那覇港湾施設 の全面返還、(2) 読谷補助飛行場におけるパラ シュート降下訓練の廃止と同施設の全面返還、 (3) 県道104号線越え実弾砲撃演習の中止の3事 案を沖縄戦終結50周年となる1995年までに解決 するよう米国政府に要請した(13)。前述したよ うに、那覇港湾施設は第15回安保協で返還が合 意されたが未解決で、18事案に含まれた事案である。読谷補助飛行場のパラシュート降下訓練は、隣接する住宅地や農耕地に兵士が誤って降下する等の事故が多発しており、訓練の中止を求める声が強かった。実弾砲撃演習とは、キャンプ・ハンセンで海兵隊が実施する155ミリ榴弾砲等による演習である。県道104号はキャンプ・ハンセン内を横切るように走っているが、演習では県道より東側にある砲座から県道の上空を越えて県道の西側にある着弾地に向けて実弾が発射されるため、演習時には県道を封鎖しなければならなかった。この演習には騒音や環境破壊の面からも反対が強く、地元は繰り返し演習の中止を求めてきた経緯があった。

日本政府も沖縄の意向を重視し、1995年1月の日米首脳会談で村山富市総理(当時)がこの3事案を取り上げ、日米両国政府は解決へ向けて努力することで合意した。さらに総理は外務大臣と防衛庁長官にも事案解決を指示していたが、返還の条件である施設の移設先等をめぐって自治体間の調整が難航した。そのような中、1995年9月4日に在沖海兵隊員3名による小学6年生の少女に対する暴行事件が発生した。これをきっかけとしてSACOが発足したため、これら3事案はSACO合意の中に吸収されることとなったのである(14)。

一方、米国では1994年9月にJ・ナイが国防次官補に就任した。冷戦終結以後の日米関係が経済問題に偏重し日米同盟が形骸化しつつあることに不安を抱いていた同氏は、日米安保を再定義し同盟関係を確固たるものにするための一連の日米交渉(「ナイ・イニシアティブ」)を開始した。この過程で1995年2月には国防総省が「東アジア戦略報告」(EASR)を発表してアジア重視の姿勢を明確化し、11月には防衛庁がEASRと連動する形で「新防衛計画の大綱」を公表した。そして、同月に予定されていた日米首脳会談では、日米安保の比重を「日本の防衛」から「アジア太平洋地域の平和と安定」へと事実上シフトさせることを意味する共同宣言

表1 17施設23事案の概要と返還状況(2003年8月現在)

(面積単位:ha)

施設名	範囲	条件	面積	返還済 面 積	事案の 種 類	備考
北部訓練場	国頭村地区、東村地区		479.8	479.8	軍転協	93/03/31返還
	県道名護国頭線以南の一部				安保協	上の事案に含まれる
八重岳通信所	南側(名護市)、北側(本部町)	嘉手納飛行場等に倉庫 等を移設	19.2	19.2	安保協	94/09/30返還
キャンプ・シュワブ	国道329号沿いの一部 (辺野古)		0.5	0.5	安保協	93/03/31 返還
キャンプ・ハンセン	金武町内の一部 (金武)	同施設内での貯油施設 の移設	3.4	3.4	軍転協	96/12/31返還
	東シナ海側斜面の一部 (名護市)		161.9	0	安保協	95/12/21返還合意
恩納通信所	全部	伊江島補助飛行場に通	62.4	62.4	知事	95/11/30返還
	東側部分	信施設を移設			安保協	上の事案に含まれる
嘉手納弾薬庫地区	国道58号線沿い東側、南西 隅部分、旧東恩納弾薬庫地 区		186.3	76.3	安保協	99/03/25旧東恩納 弾薬庫地区以外を 返還
	嘉手納バイパス (国道58号西側)		0.6	0.6	軍転協	99/03/25返還
知花サイト	全部		0.1	0.1	米軍	96/12/31返還
トリイ通信施設	嘉手納バイパス		3.8	3.8	軍転協	99/03/31返還
嘉手納飛行場	南側の一部 (桃原)	同施設内での通信施設 の移設	2.1	2.1	軍転協	96/01/31返還
砂辺倉庫	全部		0.3	0.3	米軍	93/06/30返還
キャンプ桑江	東側部分2カ所	同施設内等への販売所	42.6	40.0	安保協	94/12/31一部返還
	北側部分、東側部分1ヵ所	等移設			軍転協	03/03/31北側返還 (東側部分は上の 事案に含まれる)
キャンプ瑞慶覧	地下通信用マンホール等 (登川)	キャンプ・シールズに 通信施設を移設	0.07	0.07	軍転協	91/09/30返還
	泡瀬ゴルフ場	嘉手納弾薬庫への移設	46.8	0	知事	96/03/28返還合意
普天間飛行場	東側沿いの土地 (中原~宜野湾)	陸軍貯油施設への事務 所等移設	4.2	0	軍転協	96/03/28返還合意
牧港補給地区補助施設	全部	嘉手納飛行場に倉庫を 移設	0.1	0.1	米軍	93/03/31返還
工兵隊事務所	全部		4.5	4.5	安保協	02/09/30返還
那覇冷凍倉庫	全部	嘉手納飛行場に倉庫を 移設	0.01	0.01	安保協	93/03/31返還
陸軍貯油施設	浦添・宜野湾市間のパイプ ライン		4.3	4.3		90/12/31返還
合 計	17施設23事案 1,022.98 697.48 (約68.2%)					

(出典) 沖縄県総務部知事公室基地対策室編『沖縄の米軍及び自衛隊基地(統計資料集)平成15年3月』2003.3, pp.51-66, 畠基晃『ヤマトンチューのための沖縄問題・基礎知識』亜紀書房、1996年、pp.236-237をもとに作成。

が発表されることになっていた。しかし、米国で財政赤字削減をめぐる政府と議会の対立が激化したことに加え、沖縄で発生した少女暴行事件が政治問題化したため、この日米会談は延期を余儀なくされた⁽¹⁵⁾。少女暴行事件は、まさに「ナイ・イニシアティブを一頓挫させかねない激震」⁽¹⁶⁾ だったのである。

少女暴行事件をきっかけとして米軍および日

本政府に対する沖縄県民の不満が爆発し、10月に開催された県民総決起大会には約8万5,000人(主催者発表)もの住民が参加した。問題は在日米軍や日米安保の存在意義にまで発展し、対応を誤れば日米同盟の強化に向けた日米両国政府のこれまでの努力が無に帰す恐れさえあった。そのような事態を避けるためにも、日米はこれまでになく真剣に沖縄の負担軽減に取り組

施 設 名	範囲	面 積	事案の種類	備考	
牧港補給地区	南側外周	0.3	安保協	95/02/28返還済	
	国道58号沿い	11.9	安保協		
那覇サービスセンター	全部	0.5	安保協	95/08/31返還済	
	全部	(0.5)	軍転協	安保協事案と重複	
那覇港湾施設	全部	57.5	安保協		
	全部	(57.5)	知事	安保協事案と重複	
	一部	(52.4)	軍転協	安保協事案と重複	
読谷補助飛行場	嘉手納バイパス	9.2	軍転協		
奥間レストセンター	全部	54.6	軍転協		
	全部	(54.6)	知事	軍転協事案と重複	
	一部	(9.8)	安保協	軍転協事案と重複	
伊江島補助飛行場	全部	801.5	安保協		
	全部	(801.5)	知事	安保協事案と重複	
嘉手納弾薬庫地区	国道58号西側	488.0	安保協		
キャンプ瑞慶覧	一部	18.0	安保協		
泡瀬通信施設	全部	55.2	軍転協		
普天間飛行場	全部	483.2	知事		
	外周部分	(0.9)	安保協	96/06/30返還済	
合 計	10施設18事案	1,979.9(うち返還済1.7)			

(出典) 畠基晃『ヤマトンチューのための沖縄問題・基礎知識』亜紀書房、1996年、p.238, 沖縄県総務部知事公室基地対策室編『沖縄の米軍及び自衛隊基地(統計資料集)平成15年 3 月』2003.3, pp.51-65 をもとに作成。

まざるを得なかったのである。11月には、沖縄の米軍基地問題を討議する場として日米間にSACOが設置された(17)。SACOにおける主要な議題は、米軍基地の整理統合と在日米軍地位協定の運用改善であった。また、政府と沖縄県の間にも同月、米軍基地問題を協議するための「沖縄米軍基地問題協議会」が設置された(18)。この協議会の主目的は、政府が県の意向を汲み取り、SACOにおける協議にそれを反映させることにあった。

SACO は中間報告(1996年4月)を経て「SACO 最終報告」および「普天間飛行場に関する SACO 最終報告」を作成し、両最終報告は12月2日の日米安全保障協議委員会において正式に承認された(19)。SACO 合意で最も注目を集めたのが、中間報告発表の直前に突如として公表された普天間飛行場の全面返還である。地元にも米軍が普天間を返還することはないだろうとの締めが強かったため、この合意は驚きをもって迎えられた。普天間返還は、日米両国政府の沖縄問題への取り組みの真摯さを示すシ

ンボリックな事例と受け止められることとなった⁽²⁰⁾。しかし、返還には飛行場の県内移設が条件とされていたため、その後移設先や代替施設の建設工法をめぐって地元の意見調整が紛糾することになり、かえって普天間返還はSACO合意実施の難しさを示すシンボリックな事例ともなってしまった。

選が合意された米軍基地とその進捗状況の概要が表3である。個々の基地返還の現況や問題点の詳細な検討は次章において行う。なお、SACOでは、訓練および運用の方法の調整(104号越え演習の本土移転、読谷補助飛行場におけるパラシュート降下訓練の伊江島補助飛行場への移転等)、騒音軽減イニシアティブの実施(嘉手納飛行場および普天間飛行場における航空機騒音規制措置、普天間のKC-130およびAV-8ハリアーの移駐等)、地位協定の運用改善(自治体に対する米軍からの事故報告の手続き等の改善、米軍基地への立ち入りに関する新しい手続きの実施等)も合意されているが、本稿では米軍基地返還に関係するもののみ取り上げる。

表 3 SACO 合意における米軍基地返還の概要と進捗状況

(面積単位:ha)

施設名	範 囲	面積	返還年度(目途)	条 件 等	進捗状況
普天間飛行場	全部	約481ha	5 - 7 年以内	全長約1,500m(滑走路約1,300m)の 海上施設を建設 岩国飛行場に KC-130航空機12機を移駐 嘉手納飛行場に施設を追加整備	99/12/27名護市が代替施 設受け入れを表明 02/07/29代替施設協議会、 基本計画を決定
北部訓練場	北部訓練場の過半	約3,987ha	2002年度末	北部訓練場の残余の部分から海への出入を確保するため土地(約38ha)および水域(約121ha)を提供へリコプター着陸帯を北部訓練場の残余の部分に移設 貯水池(約159ha)についても米軍の共同使用を解除	99/04/27日米合同委員会 で返還に正式合意 現在、ヘリ着陸帯移設候補 地の環境調査を継続中
安波訓練場	全部(米軍 の共同使用 解除)	(約480ha)	1997年度末	北部訓練場から海への出入のための土 地および水域を提供(上記北部訓練場 の返還条件と同一) 水域(約7,895ha)についても共同使 用を解除	98/12/22返還(共同使用 解除)
ギンバル訓練場	全部	約60ha	1997年度末	ヘリコプター着陸帯を金武ブルー・ビー チ訓練場に移設 その他の施設をキャンプ・ハンセンに移設	ヘリ着陸帯のブルー・ビー チ移設に地元が難色を示し 調整中
楚辺通信所	全部	約53ha	2000年度末	アンテナ施設および関連支援施設をキャンプ・ハンセンに移設	99/04/27日米合同委員会 で返還に正式合意 現在、キャンプ・ハンセン での移設工事を実施中
読谷補助飛行場	全部	約191ha	2000年度末	パラシュート降下訓練を伊江島補助飛 行場に移転 楚辺通信所の移設後に返還	00/07以降、パラシュート 降下訓練は伊江島補助飛行 場に移転 02/10/03日米合同委員会 で返還に正式合意
キャンプ桑江	大部分	約99ha	2007年度末	海軍病院をキャンプ瑞慶覧に移設 残余の施設(青少年センター等)をキャンプ瑞慶覧または沖縄県の他の米軍の 施設及び区域に移設	00/07海軍病院の移設について宜野湾市が了承 02/07/09青少年センター 提供 03/03/31北側38.4ha 返還
瀬名波通信施設	ほぼ全部	約61ha	2000年度末	アンテナ施設および関連支援施設をトリイ通信施設に移設 返還後もマイクロ・ウェーブ塔部分 (約0.1ha) は維持	02/03/01日米合同委員会 で返還に正式合意 現在、移設施設の設計中
牧港補給地区	一部	約3ha	国道拡幅に 合わせて	国道58号拡幅のため、同国道に隣接する土地を返還 返還により影響を受ける施設を牧港補 給地区の残余の部分に移設	国道58号拡幅について関係 機関と調整中
那覇港湾施設	全部	約57ha	返還を加速 化するため 最大限の努 力を継続	浦添埠頭地区(約35ha)へ移設	01/11/12浦添市が移設受 け入れ表明 03/01/23代替施設の位置・ 形状案を確認
住宅統合(キャンプ桑江および キャンプ瑞慶覧)	一部	約83ha (キャ ンプ瑞慶覧)	2007年度末	キャンプ桑江およびキャンプ瑞慶覧の 米軍住宅地区を統合 住宅統合によるキャンプ桑江の返還面 積約35ha は、上記キャンプ桑江の項 の返還面積約99ha に含まれる	02/07/09第一段階の高層 住宅 2 棟等提供 02/11/27第二段階の建物 工事の実施について日米合 同委員会合意
合 計 11施設 約5,075ha(共同使用解除の安波訓練場は除く。新規提供は北部訓練場約38ha および那覇港湾施設約35ha)					

(出典)「SACO 最終報告」、「普天間飛行場に関する SACO 最終報告」、防衛施設庁「SACO 最終報告の進捗状況 平成15年1月」pp.10-11 等をもとに作成。

Ⅱ SACO事案の進捗状況

1 普天間飛行場

普天間飛行場は、宜野湾市の中心部に位置す る巨大な基地である。施設面積約481ha は宜野 湾市の面積の約25%に相当する。市街地の真ん 中に飛行場があるために市内の交通は分断され、 騒音や墜落等の事故による被害も大きいことか ら基地返還を求める声は非常に強い。飛行場に は長さ2,800m、幅46mの滑走路があり、第3 海兵遠征軍の航空部隊である第1海兵航空団の 指揮下にある第36海兵航空群が常駐している。 第36海兵航空群はヘリコプターを中心に編成さ れた部隊で、普天間に配備されている機体はへ リコプター56機 (CH-53E 大型ヘリ15機、CH-46E 中型へリ24機等) および固定翼機15機 (KC-130 空中給油機12機等)である。これらに加え、山 口県岩国市の海兵隊航空基地に配備されている F/A-18ホーネットや AV-8 ハリアー等が飛来 することもある。2002年8月には佐世保に寄港 した米軍の空母エイブラハム・リンカーンの艦 載機が突然10機以上飛来し、騒音や安全性の面 から市が強く抗議するという事件も起きている。 普天間には航空部隊のほかにも、対空ミサイル 部隊を含む第18海兵航空管制群約1,000名等も 駐留している(21)。

前述したように、SACO 最終報告では普天間飛行場の全面返還が決定された。しかし、それには非常に厳しい条件がついている。まず、長さ1,300mの滑走路および司令部や整備場等の支援施設を備えた海上施設を沖縄本島東海岸沖に建設し、現在普天間にいるヘリコプターを移駐させなければならない。次に、12機の空中給油機を岩国飛行場に移駐させる。そして残りの航空機や後方支援部隊については、嘉手納飛行場に追加施設を整備し移駐するとされている。

最終報告は、「今後5乃至7年以内」、即ち2001-2003年までに代替施設を完成させ普天間飛行場を返還するとしている。ただし、これら

の諸条件からも明らかなように、普天間飛行場 の返還といっても基地機能が縮小されるわけで はない。最終報告も「普天間飛行場の重要な軍 事的機能及び能力は今後も維持する」ことを強 調している。

普天間飛行場移設については文献も多く⁽²²⁾、地元紙のみならず全国紙でも大々的に取り上げられているので、ここでは現在までの経緯の紹介はできるだけ簡単にとどめ、問題点の整理を中心に行う。

SACO 最終報告では代替施設の移設先は 「沖縄本島の東海岸沖」としか明記されていな い。しかしながら、最終報告発表以前からキャ ンプ・シュワブ水域内の名護市辺野古沖が有力 候補地と報道されていた。1996年11月には名護 市議会が報告発表に先立って移設反対決議を採 択したが、日米両国政府は1997年1月に移設先 をシュワブ沖とすることで合意し、事前調査が 開始された。この調査に基づき防衛施設庁は11 月に「普天間飛行場代替海上へリポート案」を 公表する。一方、名護市では12月に建設の是非 を問う住民投票が行われ、圧倒的多数で反対が 賛成を上回った。ところが比嘉鉄也名護市長 (当時) は、移設受け入れを表明し辞職してし まう。1998年2月の名護市長選では保守系の岸 本建男氏が当選したが、移設受け入れには明確 な姿勢を示していなかった。

当時の大田県知事は米軍基地の県内移設に反対していたため、普天間のみならずSACO合意のほとんどが膠着状態にあった。政府はSACO合意の実施と抱き合わせの形で沖縄振興策を打ち出そうとしていたが、SACO合意が暗礁に乗り上げていたために、政府と県が振興策を協議する沖縄政策協議会も開催が滞ってしまった。しかし、1998年11月の沖縄県知事選で、普天間代替施設の軍民共用化と米軍の使用期限を15年に限ることを公約として掲げた保守系の稲嶺恵一氏が大田氏を破り当選したことで、事態は進展し始める。

稲嶺知事は1999年3月に「普天間飛行場・那

覇港湾施設返還問題対策室」を設置し、県とし て独自の移設先選定作業を白紙の状態から行っ た。津堅島や伊江島等の7カ所が候補地とされ たが、結局は沖縄県も辺野古沖を選定した。11 月に沖縄県は政府に選定結果を伝え、同時に移 設の条件として (1) 移設先・周辺地域の振興と 跡地利用への支援、(2) 住民生活や自然環境へ の配慮、(3) 代替施設の軍民共用化、(4) 15年の 使用期限設定を申し入れた(23)。12月には岸本 名護市長も受け入れを表明する。市長のあげた 条件は、(1) 安全性の確保、(2) 自然環境への配 慮、(3) キャンプ・シュワブ等の既存の米軍施 設等の改善、(4) 日米地位協定の改善と15年の 使用期限設定、(5)飛行ルートや飛行時間等を 定めた基地使用協定の締結、(6) さらなる米軍 基地の整理・縮小、(7) 持続的発展の確保(沖 縄振興策の実施) の7つであった(24)。これを受 け、政府は12月28日に「普天間飛行場の移設に 係わる政府方針」を閣議決定する⁽²⁵⁾。この閣 議決定には、県と市が提示したほぼすべての条 件の受け入れが明記されている。ただし、15年 の使用期限に関しては、「政府としては……国 際情勢もあり厳しい問題があるとの認識を有し ているが、沖縄県知事及び名護市長から要請が なされたことを重く受け止め、これを米国政府 との話し合いの中で取り上げる」と曖昧な表現 が用いられている。

その後2000年8月から2002年7月まで9回に渡って代替施設協議会が開催された⁽²⁶⁾。同協議会は政府(内閣官房長官、防衛庁長官、外務大臣等)、沖縄県知事、名護市長を主なメンバーとし、代替施設の位置・工法、住民生活や環境への影響等を論議した。政府からは埋め立て工法、杭式桟橋工法、ポンツーン工法(鋼鉄製の箱型構造物を海上に浮かべる工法)の3工法にいくつかの建設位置を組み合わせた3工法8案が提示され、最終的に2002年7月の第9回代替施設協で、辺野古集落の中心から約2.2km離れたリーフ(サンゴ礁)の上に埋め立て工法により長さ2,000mの滑走路を備えた施設を建設する

という基本計画が決定された。2003年1月には 基本計画に基づき代替施設の詳細を協議する代 替施設建設協議会が発足し、現在もこの場で協 議が続けられている。同年4月からは政府によ る現地の地質・気象調査も開始された。

普天間返還問題で最も注目を浴びているのが、いわゆる15年問題である。稲嶺県知事が米軍の基地使用期限を15年に限ると公約した背景には、基地の固定化を嫌う県民感情があり、岸本名護市長も15年期限に賛成している。当然、米軍は使用期限を設定することには否定的であり、日本国内にも15年後の国際情勢が見通せないこと等からその非現実性を指摘する声がある。しかし、稲嶺県知事および岸本名護市長は、この問題については妥協する姿勢を全く見せていない。沖縄としては、15年後に新しい基地を米軍に再提供するか否かを政府が独自に判断すればよいのだとして、15年問題は国・沖縄間あるいは日米間の問題なのではなく、日本政府が解決すべき問題なのだとの立場をとっている。

15年問題に対する日本政府の姿勢は曖昧である。1999年の閣議決定でも、期限設定を確約しているわけではない。しかも、政府が米国との協議の場でこの問題を取り上げる時はきまって「地元にはそのような要望がある」という言い方しかせず、当然米国はそれに難色を示すということが繰り返されている。これでは、政府はこの問題を自らの課題と見なしていないのではないかという不満が沖縄から出ることは避けられないだろう。代替施設協でも、政府は15年問題を議題とせず、建設計画策定の技術的な問題だけしか取り上げなかった。

沖縄が恐れているのは、15年問題を曖昧にしたまま、なし崩し的に代替施設の建設が進んでいくことである。沖縄県および名護市は、この問題が解決されなければ施設の着工を認めないとの強い姿勢を示している。例えば2002年12月の沖縄県議会でも、稲嶺県知事は「15年使用期限は、基地の固定化を避けるため条件の一つとして提示しているものであり、国の責任におい

て解決されるべき」で「使用期限問題の解決な しには着工はあり得ない」と明言している⁽²⁷⁾。

ところが、2003年3月、日米両国は15年問題を解決すべき問題としないことで既に合意しているとの米国防総省関係者の発言が報道された。さらにこの関係者は、日本政府が地元の要望を米国に伝えているのも「単なるセレモニー」に過ぎないと語ったという。日本政府は直ちに報道を否定したが、沖縄県首脳は報道が事実であれば「代替施設の着工はノーだ」と強く反発した(28)。このような沖縄県の姿勢を考慮すれば、政府としても15年問題に正面から取り組まなければならないだろう。

しかし、そもそも15年問題は解決可能な問題 なのであろうか。当然、米軍が無条件で15年期 限を受け入れるとはとうてい思われない。問題 解決の唯一の方法は、日本政府が15年後に新し い基地を提供することを米国に確約することだ ろうが、それは現実的といえるのか。これまで の経緯からして、辺野古沖の海上施設に代わる 基地をまた沖縄県内に建設することを地元が認 めることはあり得ないだろう。沖縄県以外につ くるとしても、現時点でそれを確約することが できるのか。在日海兵隊は現在でも沖縄と岩国 に分散配備されており(さらに海兵隊の人員を乗 せる海軍の揚陸艦は佐世保に配備)、さらなる分 散化を意味する沖縄県以外での代替施設建設を 米軍が受け入れるかも疑問である。事実、M・ ヘイギー海兵隊総司令官も、2003年4月に行わ れたインタビューで「海兵隊は航空部隊と地上 部隊が協力して機能しており、双方が沖縄にい ることは重要だ」として普天間飛行場の県外移 設は困難だと答えている(29)。

妥協案として15年後に基地を返還するか否かを日米が協議することや、一旦15年を期限と定めた上で15年後に期間の延長について再協議すること等が提唱されてはいるが(30)、強気の姿勢を崩していない沖縄県がそのような曖昧な解決策を受け入れられるのか。今のところ政府は問題を先送りしているが、施設の建設に取りか

かる時期が来れば、この問題が再びクローズ・ アップされることは避けられないだろう。

15年問題に次ぐ大きな課題が基地の使用協定である。名護市は、代替施設に関する使用協定を市と日本政府が結ぶことを要請している。米軍専用の施設について、政府と自治体の間で米軍の行動を制約する協定が結ばれた事例はこれまでにない。当然、協定を実効あるものとするためには、日米間にも同様の協定あるいは何らかの合意が必要になる。ところが、まだ協定の詳細が決定されていないこともあって、日本政府は米軍側にまだこの件を伝えていないという。

政府と県・市は代替施設協の実務者会議で使 用協定の検討を行い、2002年の基本計画決定と 同時に「代替施設の使用協定に係る基本合意書」 を取り交わした。しかし、この合意は単に枠組 みを定めただけに過ぎない。例えば、飛行規制 に関しても、飛行経路を設定する、飛行時間や 高度を規制する等とあるだけで、具体的な事項 は一切記載されていない。これは、代替施設の 位置等の詳細がまだ決定されていないためでも あるが、だからこそ日本政府も気軽に合意書に サインできたといえる(31)。協定の詳細を詰め る段階では、地元の要望と米軍の要求に折り合 いをつけることはかなり困難な作業となるだろ う。現在でも普天間には日米間に騒音規制のた めの合意があるが、米軍が運用上必要だと見な せば規制されている飛行も可能となるような文 面になっていて、抜け穴だらけの規制だとの批 判もある⁽³²⁾。当然、名護市は普天間のものよ りも厳しい使用協定を求めることが予想される。 しかし、米軍としても、他の施設の使用条件へ の波及を考慮すれば、安易な妥協はしないだろ う。ここでも、沖縄と米軍の要求の間に政府が 板挟みになるという構図が生じているのである。

代替施設の基本計画にも様々な批判がある。 まず施設の規模であるが、SACO 最終報告で は施設の長さが約1,500m、滑走路が約1,300m とされていたものが、基本計画では長さ約2,500 m、幅約730m、面積約184ha、滑走路長さ約 2,000m と大幅に拡張された。これは、北部振興の一環として軍民共用空港化を求めた稲嶺県知事の要求に従った結果である(沖縄は中型ジェット機の離着陸を想定している)。しかし、施設が大型化すれば、建設費は増大し、環境への影響も大きくなる。沖縄北部における民間空港の必要性や採算性を疑問視する見解もある。さらに、現在政府は、県の要請で軍民共用となったのであるから県も施設建設の事業主体に参加すべきだと要請しているが、財政負担を嫌う県は国が主体となるべきだと反論し、議論は平行線をたどっている(33)。

また、滑走路が延長されたことにより米軍の 輸送機等の運用も可能となるため、基地機能の 強化を懸念する声もある。もともと最終報告に も代替施設は「短距離で離発着できる航空機の 運用をも支援する能力を有する」ことが明記さ れており、代替施設が単なるヘリポートでない ことは明白であった。「短距離で離発着できる 航空機」とは、海兵隊が配備計画を進めている MV-22オスプレイ $^{(34)}$ のことを指すと一般には 解釈されている。1997年の段階で国防総省がま とめた海上施設の概要に関する草案でも既に、 海上施設の「滑走路の設計にあたっては、支配 的な航空機を MV-22オスプレイ | と想定すべ きだと明記されている⁽³⁵⁾。このようなことか ら、米軍が市街地にある普天間で危険なオスプ レイを運用することを嫌い海上施設の建設を迫っ たのではないか、さらには基地の大型化も米軍 の要求に基づくのではないかといった批判まで 出ている(36)。テスト飛行で墜落事故も発生し ているオスプレイに対しては、機体の安全性が 懸念されている。オスプレイ配備に加えて、代 替施設で固定翼機が運用されるようなことにな れば、地元からの批判は避けられないだろう。

代替施設の建設は大規模な「公共事業」でもあり、利権を求める本土や沖縄の業者間の建設工法をめぐる争いが報道されることもあった⁽³⁷⁾。また、施設建設がもたらす環境破壊に対する批判も多い。基本計画で採用された埋め立て工法

は建設費こそ他の工法より低いものの、海洋環境に与える影響はより大きい。リーフ外よりも陸地に近いリーフ上に建設することも建設費の抑制に寄与しているが、当然リーフに与える影響もその分大きく、周辺海域のサンゴが死滅することが予想されている。さらに、辺野古沖では絶滅が危惧されている天然記念物ジュゴンが生息していることも確認されており、代替施設建設によりジュゴンの餌場となっている藻場が壊滅するのではないかとの懸念もある。現在国が進めている環境アセスの結果次第では、環境悪化に敏感な地元と国が再び対立する可能性も否定できない。

代替施設建設の陰に隠れ本土ではあまり注目 されていないが、普天間の跡地利用も重大な問題である。国、沖縄県、宜野湾市は2000年5月 に跡地対策準備協議会を設置し、問題点を整理 した上で2001年12月に跡地利用の基本方針を決定した(38)。跡地利用の計画を策定する上で障害となっているのは、基地への立ち入りが米軍の意向に左右されることである。普天間では文化財の調査に関しては立ち入りが認められることが多いが、それでも滑走路やエプロンの周辺の調査はできないという。地質や環境の調査ができなければ詳細な再開発計画は立てられず、基地返還後に調査がずれ込めばその分再開発も遅れることになる。

普天間基地は民有地が施設面積の9割以上を占め、地権者数も2,500人を越えている。そのため跡地利用の合意形成は非常に困難で、地権者の高齢化が進んでいることもあって軍用地料の喪失を懸念する声も地権者の中には強い。国と市による買い取りも行われているが、財政的な制約もあってそれほど進展していない。市にとっても基地返還は基地交付金の減少を意味し、その上再開発にも莫大な経費がかかることが想定されるので、市は国の支援を強く求めている。

なお、SACO 最終報告で合意された空中給油機の岩国移転に関しては、既に岩国市は受け入れの意向を示している。しかしながら、現段

階で空中給油機のみ移転させることは基地機能の低下につながるとの理由から、空中給油機は今でも普天間に留まっている。また、一部機能の嘉手納への移転についても、まだ計画策定の段階にはない。SACOでは騒音抑制措置として、市街地に近く騒音の激しい嘉手納飛行場の海軍駐機場を、同基地内で移設することが合意された。この移設計画がなかなか進展しなかったため、この計画との調整が必要な普天間の機能移転も進めることができなかった(39)。防衛施設庁の説明によれば、辺野古沖における代替施設の建設はスムーズにいった場合でも、環境影響評価に約3年、埋め立てに約9.5年、さらにその後に上部施設の建設が行われる予定で、最低でも14~15年はかかるようである。

2 北部訓練場

沖縄本島北部の森林地帯に位置する北部訓練 場は、国頭村と東村にまたがる日本最大の米軍 基地(約7,833ha)である。北部訓練場一帯は 4つのダムを有する水源涵養林となっているだ けでなく、ヤンバルクイナ等の希少な動植物が 生息する貴重な自然環境が残されている。キャ ンプ瑞慶覧にある在沖海兵隊基地司令部(キャ ンプ・バトラー司令部)の管理の下、この訓練 場ではその地形を活用して陸・海・空・海兵隊 の部隊が通常1個中隊規模(約250人)でジャ ングルにおける対ゲリラ戦訓練(斥候訓練、困 難な地形における接近戦の訓練、ヘリコプター降下 訓練、サバイバル訓練等)を行っている(40)。1998 年には、海兵隊のジャングル戦遂行能力向上を 目的とした「ジャングル戦闘訓練センター」も 開設され、大隊規模の長期訓練も実施されるよ うになっているという⁽⁴¹⁾。

SACO 最終報告では、2002年度末までを目途に北部訓練場の過半(約3,987ha)を返還し、特定の貯水池(約159ha)の共同使用を解除することが合意された。特定の貯水池とは、訓練場内の4つのダムのうち普久川ダム(約48ha、全部返還)、安波ダム(約56ha、全部返還)、福地

ダム(約56ha、一部返還)のことを指す⁽⁴²⁾。返還の条件は、(1) 北部訓練場の残余の部分から海への出入を確保するため、1997年度末までを目途に土地(約38ha)および水域(約121ha)を追加提供すること、(2) 返還予定地にあるへリコプター着陸帯(ヘリパッド)を北部訓練場の残余の部分に移設することの2つであった。このうち前者は安波訓練場の返還(共同使用解除)の条件とも重なり、また提供地域も国頭村安波区の用地なので次節の安波訓練場の返還で取り扱う。

北部訓練場の返還で一番の問題となっているのは、返還予定地にある7つのヘリパッドの移設問題である。1998年末に那覇防衛施設局は、直径約75mのヘリパッド7つを国頭村と東村の境域付近の森林地帯に移設し、さらにパッドへの進入路を道路の拡幅または新設により確保する案を米軍および琉球大の野生生物研究者に提示し、環境影響調査を開始した。しかし、この案を提示された研究者は、候補地は「やんばるの亜熱帯降雨林の中核となる聖域」だとして計画の見直しを求める要望書を提出している(43)。当初は集落から離れていること等を条件に移設を概ね受け入れていた国頭・東両村長も、自然環境の破壊や騒音・安全性への懸念の広がりを背景に計画の再検討を求めるようになった。

環境調査が実施される中、1999年4月27日の日米合同委員会は、「環境への影響を最小限に止める」こととの留保付きで北部訓練場の一部返還に正式合意した(44)。さらに同年10月には東村の村長が、地元への水道管敷設、一般廃棄物最終処分場の建設、「山と水の生活博物館」の建設の3つの振興策を条件としてヘリパッドの移設を受け入れると表明したが、地元住民からの反対をうけ正式な決定は下せなかった(45)。

防衛施設庁による環境調査は、移設候補地の 半径500mの範囲および進入路周辺の計約700 haの地域に生息する動植物の種類を把握する ためのものであった。施設庁は、SACO 合意 で予定されている2002年度末の返還を目指し環 境調査を2000年3月で一旦は終了したが、自然 保護団体や地元住民の反対を考慮して2001年以 降も継続して調査を行うことを決定した⁽⁴⁶⁾。 さらに、2001年1月に施設庁が公表した環境調 査の中間報告では、移設予定地にノグチゲラ (特別天然記念物)やヤンバルクイナ(天然記念 物)等の希少な固有種や絶滅危惧種が150種以 上生息していることが明らかになった。このた め施設庁は「より自然環境に与える影響が少な い候補地を調査する必要がある」として、追加 調査をさらに2年間行うことを表明し、計画見 直しの可能性にも言及した⁽⁴⁷⁾。

2002年6月には、当初の移設候補地7カ所に 新たに8カ所を加え、15カ所の環境調査を最低 でも2003年秋頃まで行い、その中から最終的な 移設地7カ所を決定すると施設庁が発表した。 この結果、2002年度末の返還は事実上不可能と なった。この調査は現在でも継続中であるが、 沖縄生物学会が施設庁の環境調査は「信頼性が 疑われる」として移設の撤回を求める意見書を 提出したり、アメリカ鳥類保護協会が移設先変 更を求める要望書を施設局と米軍に提出したり と移設に対する反対活動は依然として強く、地 元のコンセンサスもいまだ形成されているとは いえない⁽⁴⁸⁾。

3 安波訓練場

安波訓練場は北部訓練場と隣接する国頭村地域にあり、地位協定第2条第4項(b)に基づき年間25日までの使用が米軍に認められている米軍の一時使用施設である。SACO 合意時の施設面積約480haのうち449haが村有地、31haが国有地で、私有地は存在しない(49)。北部訓練場と同様に安波訓練場も在沖海兵隊基地司令部が管理し、米軍は両訓練場を一体として運用している。また、安波訓練場と合わせて米軍に提供されている国頭村東海岸の安波訓練場水域(約7,895ha)を活用して、水陸両用作戦・上陸作戦等の訓練も行われている。

SACO 最終報告では、1997年度末までを目

途として、安波訓練場と安波訓練場水域の共同使用を解除することが合意された。その条件は、北部訓練場の節で述べたように、北部訓練場の残余の部分から海への出入を確保するための土地(約38ha)および水域(約121ha)の追加提供であった。これは、それまで安波訓練場・水域で実施されていた水陸両用訓練のための訓練場を確保するための措置である。

安波訓練場の返還は、SACO 合意の中で最も早く返還が実現したケースであった。それは、このケースがいわゆる「米軍基地の返還」ではなく、「共同使用の解除」であったからである(したがって沖縄県の資料では、安波訓練場の面積480haは「返還面積」の中に含まれていない)。しかも、公有地だけで個人の地主が存在しないこと、森林地帯であるため跡地の再開発は困難で、それよりもむしろ自然保護の観点から現状維持が求められていたこと等の理由から、地元の意見調整も比較的容易であった。

北部訓練場から海へ出入りするために新規に 提供する土地約38haは、安波訓練場のある国 頭村安波区の区有地であった。そのため、他の 自治体との調整も必要なく、安波区民も早くか ら追加提供を容認する姿勢を示していた。追加 提供する水域約121ha に関しても、地元漁協は 「制限水域はこれまでより小さくなる」として 歓迎する意向を表明していた⁽⁵⁰⁾。1998年3月 に国頭村長が追加提供に正式に同意し、4月に は沖縄県も返還計画への同意を正式に決定した ことを受け、4月9日の日米合同委員会で返還 が正式に合意された(51)。その後土地確定のた めの測量等の事務手続きを経た後に、11月19日 の合同委員会で追加提供する土地・水域の詳細 が合意され、1998年12月22日に安波訓練場およ び安波訓練場水域の共同使用は解除された。

4 ギンバル訓練場

ギンバル訓練場は、沖縄本島北部の金武町の 海岸に位置する面積約60haの訓練場である。 金武町の海岸には他にもブルー・ビーチ訓練場 (約39ha) およびレッド・ビーチ訓練場(約2ha) があり、さらに内陸の山間部には金武町・ 宜野座村・恩納村・名護市にまたがる広大なキャンプ・ハンセン(約5,118ha) が存在する。金 武町の住宅地は、海岸とキャンプ・ハンセンに 挟まれた狭い平地を走る国道329号周辺に広がっている。在沖海兵隊基地司令部がギンバル訓練 場を管理し、第3海兵師団による空砲を用いた 野戦訓練や海岸一帯での水陸両用訓練を行っている。ギンバルにはヘリパッドもあり、普天間 飛行場に所属する海兵隊のヘリコプターが習熟 訓練(上昇・下降・ホバーリング等を繰り返す訓練)を行うこともある(52)。これらのヘリは住 宅地の上空を旋回することもあり、ヘリの騒音に対する金武町住民の不満は強い。

また、沖縄本島の中・北部では、土壌に多く 含まれる赤土による環境被害が深刻な問題となっ ている。多くの事例では、農地や裸地、あるい は敷地造成等の開発工事に際して露出した地面 から赤土が降雨により河川や海域に流出し、ダ ム等の水源の汚染、養殖や定置網等の漁業への 被害、珊瑚礁等の海洋環境への被害をもたらし ている⁽⁵³⁾。ギンバル訓練場でも、地面が裸地 化し赤土が海に流出している。さらに、乾燥し た赤土が周辺の畑に降下し、園芸作物に被害を 与えることもある。そのため、金武町は以前か ら、自然環境に恵まれたブルー・ビーチ訓練場 と共にギンバル訓練場の返還を求めていた。

SACO 最終報告では、1997年度末を目途としたギンバル訓練場の全面返還が合意されたが、ヘリパッドのブルー・ビーチ訓練場への移設およびその他の施設のキャンプ・ハンセンへの移設が条件とされた。このヘリパッドのブルー・ビーチへの移転という条件が、ギンバル返還の最大の障害となっている。もともと、地元住民の意向としては、ギンバルよりもブルー・ビーチの返還を望む声が強かった。何故なら、ブルー・ビーチは他に類を見ないほどの美しい海岸で住民の愛着も強く、また、返還後もリゾートとして再開発することが比較的容易だからである。

1996年の「沖縄米軍基地所在市町村に関する懇 談会」(島田懇談会)の提言でも、金武町の再 活性化について「ブルー・ビーチなど美しい海 岸や森と水に恵まれた環境の下で長期滞在及び 定住型施設を整備する」とされていた(54)。地 元住民は、ヘリパッドのブルー・ビーチへの移 設は訓練場の固定化につながり、ブルー・ビー チの返還が遠のくのではないかと懸念している。 さらに、SACO の中間報告ではギンバルの返 還に条件がついていなかったことや、移設条件 の設定にあたって事前に地元の意向を聴取する ことが無かったことも、住民の反発を強める結 果となった。再開発が困難なギンバルの地権者 (131人) の多くも、定期的な収入源である軍用 地料が無くなってしまうことに対する不安もあっ て、早期返還を求めてはいない。

1997年6月、金武町長は跡地利用計画の策定 や樹木伐採の原状回復のために返還をSACO 合意の1997年度末から2001年に延期することを 政府に要請した。さらに町長は「ブルー・ビー チは将来の街づくりの生命線だ。着陸帯移設は 固定化につながる」としてヘリパッド移設に反 対する姿勢を示した(55)。1998年になると町長 は、ヘリパッドをブルー・ビーチではなくキャ ンプ・ハンセン内に移設するよう日米両国政府 へ要請する。この要請を受け1999年2月の予算 委員会で野呂田芳成防衛庁長官(当時)は、ハ ンセンへの移設について米軍側と「根気よく折 衝したい」と前向きな姿勢を示した。だが同時 に長官は、ギンバルで行われている「重量物の 輸送訓練等のヘリコプターによる訓練は、事故 防止とか地上への安全確保のために海岸及び海 上で行う必要がある」との理由で米軍側がハン センへの移設に反対していることも付言し、交 渉の困難性を指摘している⁽⁵⁶⁾。実際に政府は 同年2月にハンセンへのヘリパッド移設を求め る声が地元にあることを米軍側に伝えてはいる ものの、米軍側から好意的な回答を得ることは できなかった⁽⁵⁷⁾。

さらに、金武町長がヘリパッドをハンセン内

のどこに移設するかは日米両国政府が決定すべきことだと発言したため、事態はより一層混乱することとなった。前述したようにキャンプ・ハンセンは金武町だけでなく宜野座村、恩納村、名護市にもまたがる巨大な基地であるため、宜野座村や恩納村からは自村域へのヘリパッド移設には反対するとの声があがった(58)。この結果生じた周辺自治体間の摩擦は、米軍基地の県内移設の難しさを象徴する事例であった。

1999年5月に金武町議会が行ったギンバル訓練場の視察では、砂浜や海岸側の土地の一部が浸食され消失していることが確認されている。消失地は私有地と思われ、「このまま返還されたら地主間に混乱が生じる」として、金武町は返還前に原状回復するよう国側に求める方針を示している(59)。町が求めた返還期限である2001年を過ぎた現在も、ヘリパッドの移設先をめぐって地元の意見を集約することができず、ギンバル訓練場の返還は停滞したままである。原状回復の前提となる同訓練場の環境調査についても、返還期日が明確になった後に実施するという那覇防衛施設局の方針のため、手をつけることができていない(60)。

施設局の説明によれば、かりにブルー・ビーチにヘリパッドを移設するとしても、できるだけ住宅地から遠い海岸よりの場所に移設して欲しいとの要請が金武町からでているという。施設局はこの要請を米軍側に伝達し、現在、米軍側と調整しつつ移設候補地の選定を進めようとしている。とはいえ、地元住民がブルー・ビーチへの移設に難色を示している状況に変わりはなく、施設局と米軍が移設候補地を選定したとしても、それを金武町が容認するか否かは現段階では明確ではない。

5 楚辺通信所

楚辺通信所は、読谷村に位置する面積約53 haの米海軍の通信施設である。直径200m、高さ約28mの巨大なオリのようなケージ型アンテナがそびえる姿から、通称「象のオリ」と呼

ばれている。この施設を使用しているのは、海軍通信保安群(暗号や通信に関する任務を遂行する部隊でワシントンDCに本部がある)の部隊である。通信施設が占めているのは基地全体の面積の約10%に過ぎず、それ以外の土地はほとんどが黙認耕作地(主にサトウキビや紅いも畑)となっている(GI)。ある研究者によれば、このアンテナ施設は外交・軍事上の通信を傍受しハワイにある国家安全保障局(NSA)の施設に情報を送るためのもので、「少なくとも数千キロの範囲で電波を受信することができ、沖縄から、北朝鮮や中国全土までカバーできる」という(G2)。

1996年、楚辺通信所の土地所有者の一人が政 府との賃貸借契約を拒否し、その後1年以上に わたって政府による土地の「不法占拠」状態が 続いたことで、楚辺通信所の存在は全国的に知 られることとなった。この問題をめぐっては、 土地の強制使用に必要な土地調書・物件調書へ の立会・署名押印(いわゆる代理署名)を大田 県知事が拒否したため、国が県知事に対し職務 執行命令訴訟をおこし、裁判は最高裁まで争わ れた (最高裁で国が勝訴)。これを契機として、 国の使用権限が消滅した後の暫定的な土地使用 を合法化することを目的として、米軍基地の土 地使用手続きを定めた駐留軍用地特措法が1997 年に改正された。さらに同特措法は、1999年の 地方分権推進一括法の成立により再改正され、 強制使用等に必要な手続きが県・市町村の機関 委任事務から国の直接事務へと変更された。こ れらの改正に対しては、憲法に定められている 財産権を侵しているのではないかとの批判も強 (1)(63)

SACO 最終報告では、アンテナ施設および 関連支援施設をキャンプ・ハンセンに移設した 後に、2000年度末までを目途として楚辺通信所 を全面返還することが合意された。具体的には、 キャンプ・ハンセン内の金武町の領域に新たな 「象のオリ」が建設されることが想定されてい た。よって、問題は金武町がそれを受け入れる か否かであった。当初、金武町議会は移設に反 対で、1996年には反対決議も採択された。読谷村としても、金武町に移設を受け入れるよう要請することもできず、ただ事態の成り行きを見守るしかなかった。

事態が進展し始めたのは1998年になってから である。同年6月に、那覇防衛施設局は新設施 設の概要を金武町議会に説明し、その後移設場 所の適地調査を開始した。12月には金武町商工 会が経済振興策の推進等の条件つきで移設を求 める陳情を議会に提出し、金武町議会も通信施 設移設に関する審査特別委員会を設置し、この 陳情を審議することとなった⁽⁶⁴⁾。1999年3月 29日、特別委員会は、軍用地料・基地交付金の 増額、産業廃棄物処理場等への国の財政支援、 将来において基地機能を強化しないこと、ギン バル訓練場の移転に関しヘリパッドはブルー・ ビーチへ移設しないこと等の意見を付して商工 会の陳情を採択した。本会議でも翌30日に陳情 が採択され、これによって1996年の移設反対決 議は覆された。金武町長も4月に正式に移設受 け入れを表明し、同月27日の日米合同委員会で 楚辺通信所の全面返還とキャンプ・ハンセンへ の施設移設が正式に合意された⁽⁶⁵⁾。「象のオリー 移設は、SACO 合意の中で他自治体への施設 の移設が正式に了承された初めてのケースであ る。

2000年9月、防衛施設庁は移設工事の終了と 楚辺通信所の返還が2005年5月末になると発表 した。当初予定の2001年3月末から約4年延期 された形だが、ここで再び土地の強制使用が問題として浮上した。1996年に問題となった楚辺 通信所の土地の一部の強制使用が、2001年3月で期限が切れるためである。しかし、前述した ように、強制使用に関する諸手続きを国の事務 とする改正駐留軍用地特措法が2000年4月に施行されていたため、1996年のように国と県が争 う事態は回避できた。今回問題となったのは、 施設の返還予定時期を越えて強制使用の期限を 設定することができるか否かであった。防衛施 設庁は2000年4月頃から手続きを開始し、最終 的には2001年6月に沖縄県の収用委員会が2005年5月末までの使用を認めた⁽⁶⁶⁾。国はこれ以上の強制使用は避けたい意向で、そのためにも2005年5月末までに楚辺通信所の移設・返還を確実に実施することが至上命題となっている。

2001年7月30日の日米合同委員会ではキャン プ・ハンセンにおける敷地造成工事の実施が合 意され、実際の工事は2002年1月から開始され ている。新設施設は、技術向上のため楚辺通信 所のそれよりも小さくなる予定である(アンテ ナ高さは約28m から約12m に)。しかし、工事が 開始されると、金武町の隣に位置する恩納村か ら批判の声が上がった。移設場所はキャンプ・ ハンセン内を走る県道104号の北側にある丘で、 行政的には金武町域内に位置するものの恩納村 喜瀬武原区との境界間際にある。しかも、金武 の住宅地からは遠く、山林等に隔てられ建設予 定地も見えないのに対して、喜瀬武原区の住宅 地からは目の前に位置している。そのため同区 の住民から工事中止を求める声があがり、恩納 村議会でも建設位置の変更を求める意見書が可 決された。しかしながら、那覇防衛施設局は、 計画の変更には2-4年はかかるとの理由から 建設場所の変更を認めていない(67)。

前述したように、沖縄本島中・北部では赤土被害が深刻である。そのため、恩納村住民を説得するに当たって、防衛施設庁は、工事を行う際には赤土流出対策に万全を期すと確約していた。ところが、2002年7月、恩納村を流れる長浜川が象のオリ建設現場から流出した赤土により汚染されていることが判明した。長浜川からは周辺農家が農業用水を取得していることもあり、住民からの苦情も殺到した。那覇防衛施設局は現場作業員の「人為的ミス」だったとして住民に謝罪し、補償にも応じる姿勢を示したが、喜瀬武原区長は「今後また"まさか"が起きるのではないかと、不信感はますます強くなった」と語っている(68)。

2002年10月3日の日米合同委員会では、建物 工事の実施が合意されている。周囲に植栽を施

し施設が外から見えないようにすることで米軍 および日本政府が合意したため、今回は恩納村 も地元の要求が受け入れられたとして工事には 反対しなかった。現在工事は進捗中で、施設局 は2004年夏までには工事を終え、秋には供用を 開始する方針である(69)。楚辺通信所は、新設 施設の供用後に現存の施設を撤去し、2005年5 月末までには返還される予定である。

6 読谷補助飛行場

読谷補助飛行場(以下、読谷飛行場)は、旧 日本陸軍が建設した北飛行場を米軍が接収した もので、読谷村のほぼ中央に位置し、楚辺通信 所と隣接している(面積は約191ha)。長さ約2,000 m、幅42mの滑走路があったが、現在は老朽 化のため使用されていない。同飛行場は、在沖 海兵隊基地司令部の管理の下に、海兵隊や空軍、 読谷村のトリイ通信施設(トリイ・ステーショ ン) に駐留する陸軍特殊部隊グリーン・ベレー によるパラシュート降下訓練に使用されてきた。 同飛行場の境界のほとんどにはフェンスがなく、 訓練が行われていない時は自由に立ち入りがで きる。また、滑走路や米軍の事務所等を除く区 域の大半(施設面積の約7割)で黙認耕作が行 われているほか、地位協定第2条第4項(a)に基 づく共同使用施設(米軍が一時的に使用していな い時に限り日本が使用できる米軍施設)として読 谷村庁舎や運動公園等の公共施設が基地内にあ る⁽⁷⁰⁾。

読谷飛行場におけるパラシュート降下訓練に 対しては、施設外の民家や農地に物資・兵員が 誤って降下する事故が多発していたため地元住 民の反対が強かった。1979年に起きた事故を契 機として日米合同委員会の下に同訓練の移転を 検討する特別作業班が設置され、米軍も以後は 物資の投下は行わないと表明したが、地元の不 満が解消されることはなかった。前述したよう に、沖縄県もパラシュート降下訓練の廃止と読 谷飛行場の全面返還を主要 3 事案の一つに位置 づけていた。県・村の長年にわたる要請の結果、 1994年には飛行場の返還を検討する特別作業班 が日米合同委員会に設置され(これに伴い訓練 移設の作業班は廃止)、1995年5月の合同委員会 では、まずパラシュート降下訓練のキャンプ・ ハンセンへの移設が合意された(71)。

1995年11月に SACO が設置されたため、読 谷飛行場問題の協議も SACO の場へと移った。 最終的に SACO では、パラシュート降下訓練 は伊江島補助飛行場に移転されることとなり、 同訓練の移転および楚辺通信所の移設が完了し た後に、2000年度末を目途として読谷飛行場を 返還することが合意された。楚辺通信所の移設 完了後という条件がついているのは、読谷飛行 場が楚辺通信所による電波受信のための電波緩 衝地帯としての役割も果しているからである。

伊江島補助飛行場は、本島北部にある本部半 島の北西9kmに位置する伊江島にある飛行場で、 第16回安保協で移設を条件に全面返還が合意さ れた施設である。しかし、前述したように地主 会が施設の継続利用を要望し、沖縄県も地元の 意向を尊重するとしているので、返還の目途は 立っていない (伊江村は1989年にハリアー・パッ ドの建設も受け入れている)。SACO 合意以前か ら伊江島補助飛行場でもパラシュート降下訓練 が行われているので、読谷からの訓練移転も、 訓練回数の増加こそ懸念されるものの比較的容 認しやすかったといえる(72)。

米軍は SACO 合意以前の1996年 7 月を最後 に、読谷飛行場でのパラシュート降下訓練を自 主的に中止していた。その間の訓練は主に伊江 島で実施していたと見られるが、これは正式な 日米の合意に基づくものではなく、伊江村も訓 練移転を受け入れていたわけではなかった(伊 江村での訓練は事前の連絡が無く、村でも実施回数 を把握できないという)。しかしながら、米軍は 当初、伊江島の天候が不安定で訓練の中止を余 儀なくされることが多いため、伊江島に加え嘉 手納飛行場でもパラシュート降下訓練を実施す ることを求めていた。1998年には実際に、関係 自治体が強く反対する中、嘉手納飛行場で本土 復帰後初のパラシュート降下訓練が強行され、 沖縄では大きな問題となった(73)。

1999年3月24日、伊江村はSACO 交付金の 支給、多目的ホールの建設、産業廃棄物最終処 分場の建設の3つを条件として、訓練移転を受 け入れると表明し、政府も歓迎の意を示した(74)。 それでも米軍は嘉手納における訓練の実施にこ だわっていたが、1999年10月21日の日米合同委 員会でパラシュート降下訓練を読谷飛行場から 伊江島補助飛行場に移転することで正式に合意 した。政府は、この合意により嘉手納飛行場で 同訓練を実施することは不可能になったと解釈 している。また、合同委員会では、訓練移転に 伴う支援要員・物資の輸送費および救助艇(兵 員が海に降下した場合に備えるもの) の運用費用 は、日本政府が負担することも合意された(75)。 これらの経費は、SACO 関係経費の訓練移転 費の中から支出されている。

パラシュート降下訓練の移転は返還期限を前 に実現したが、もう一つの条件である楚辺通信 所の移転は予定通りには進展しなかった(前節 参照)。楚辺通信所の返還延期に連動して、読 谷飛行場の返還も延期された。楚辺通信所の 「象のオリ」移設工事に合意した2002年10月3 日の日米合同委員会は、同時に読谷飛行場の返 還も正式合意している。楚辺通信所が返還され る2005年5月に読谷飛行場も返還される予定で ある。この合意を受け読谷村も、返還跡地の具 体的な利用計画の策定を開始する方針を表明し ている⁽⁷⁶⁾。

読谷飛行場の跡地利用に関しては、立ち入り が自由で土地の現況を把握することが容易なこ と、米軍の活動による環境汚染も無いこと等の 利点があるが、その反面いくつかの難点もある。 その一つは、黙認耕作地の問題である。正式な 契約無しに行われている黙認耕作は権利関係が 曖昧で、特に読谷飛行場では黙認耕作者のうち 旧地主関係者は半分にも満たない。基地返還後 の再開発を行うにあたっては、返還後も耕作を 続けさせるべきか、続けさせない場合の補償は

どうすべきか、旧地主ではない黙認耕作者にも 補償をすべきか、再開発に関して旧地主ではな い黙認耕作者の合意も得るべきか等々の問題が 生じている。2003年4月、読谷村と那覇防衛施 設局は、読谷飛行場の再開発では旧地主の意向 は取り入れるが、旧地主ではない黙認耕作者は 関係者とは言えず補償もしないとの方針を固め た。黙認耕作者は2005年3月末までに耕作を中 止するように求められているが、多くの黙認耕 作者はこの方針に反発し「農地として国から払 い下げてもらいたい」と主張している(ママ)。

ここで「地主」ではなく「旧地主」という用 語を用いているのは、読谷飛行場が旧軍によっ て接収された土地であるため、現在では基地面 積の約9割が国有地となっているからである。 旧地主は接収の不当性を訴え国に土地の返還を 求めており、1970年代からは国会でも接収の妥 当性が論議されるようになった。1978年4月、 政府は「沖縄における旧軍買収地について」と いう報告書を国会に提出し、現在の読谷飛行場 を含む沖縄における旧軍の土地売買は法的に正 当なものであったと結論づけた。しかし、読谷 の旧軍接収地については、1979年に三原朝雄沖 縄開発庁長官(当時)が、県あるいは村が開発 計画を策定し、国がその計画を支援するという 形で問題を解決したいとの意向を示した。竹下 登大蔵大臣(当時)も、同年に「地元地方公共 団体から振興開発計画にのっとった利用計画を 出していただければ……できるだけ早く地元地 方公共団体等に対し払い下げる等の処置を行っ てまいりたい」と答弁している(78)。

この政府の意向に従い読谷村は1987年に「読 谷飛行場転用基本計画」を策定した。この計画 は読谷飛行場が返還されることを想定して、基 地跡地全域を亜熱帯性気候を活用した農業開発 地区を中核として再開発し、福祉センターや運 動公園からなる村民センターや国道58号線バイ パスも整備しようというものであった⁽⁷⁹⁾。こ の計画に沿う形で読谷飛行場内に野球場や村庁 舎が整備され、地位協定第2条第4項(a)に基づ き米軍との共同使用が承認されたのである。しかし、飛行場の返還がなされないため、全域の再開発計画は棚上げされたままであった。現在、村は古くなったこの再開発計画を見直している段階である⁽⁸⁰⁾。

7 キャンプ桑江

キャンプ桑江(キャンプ・レスターとも呼ばれ る)は、本島中部の北谷町に位置している。海 兵隊が基地を管理し、すぐ北には嘉手納飛行場 が、南にはキャンプ瑞慶覧がある。面積は約107 ha で、主要施設は海軍病院、家族住宅、単身 宿舎、中学校、レクリエーション施設(野球場、 サッカー場、テニスコート等)である。海軍病院 には主として海軍の医療部隊が配備され、海軍 だけでなく全軍に対して医療活動を行っている。 かつては陸軍がキャンプ桑江を管理していたが、 在沖陸軍の縮小に伴い1977年に海兵隊へと管理 が移管され、陸軍病院も海軍病院へと改編され た。キャンプ桑江は戦闘部隊が駐留する施設で はないので騒音や事故等の基地被害は少ないが、 地元には返還を求める声が強い。その理由は、 施設面積の約半分ほどが遊休地となっている疑 いがあること、キャンプ桑江が国道58号沿いの 平坦地を独占する一方で住民の大半が傾斜地に 住居を構えることを余儀なくされていること、 北谷町は人口増加傾向にあるため住宅需要が大 きいこと等である⁽⁸¹⁾。

SACO 最終報告では、2007年度末までを目途にキャンプ桑江の大部分(約99ha)を返還することが合意された。条件は、(1)海軍病院のキャンプ瑞慶覧への移設、(2)その他の施設(青少年センター等)のキャンプ瑞慶覧または沖縄県の他の米軍基地への移設の2つである。返還の対象とされていない地区にはタンクファーム(貯油施設)等があり、この地区が返還されないことについては既に地元住民の合意も得ている。

返還予定地の一部は1990年に合意された23事 案に含まれており、SACO 合意以前の1995年 に日米合同委員会は、国道58号に面するキャン プ桑江北側部分約40.5ha を2001年度末までに 返還することで正式に合意していた。北側部分 は目立った米軍施設が無いため遊休地なのでは ないかと目されていた地区で、返還に際しても 大きな施設を移設する必要はない。ところが、 1999年6月、北側部分の地主を中心に組織され る跡地利用委員会は、2001年度末の返還を延期 するよう政府に要請することを全会一致で決定 した。主に問題とされたのは、13億円以上と見 積もられていた返還予定地の一部にある埋蔵文 化財の調査費、国道58号との段差の埋め立て工 事費(この地域は国道58号よりも地面の高さが2 m も低く、降雨の際には数十センチの冠水が発生す る)、返還地の汚染を調べるための環境調査費 等の費用を誰が負担するのかが明確でないこと であった⁽⁸²⁾。

この要請に応えるため、政府は那覇防衛施設 局、沖縄県、北谷町が参加する連絡会議を設置 し、国の支援も含む跡地利用に関する対応策の 協議を開始した。2001年には、町と地主の間で、 跡地開発を町が行う事業とした上で国からの援 助を求めること等を明記した覚書が調印され た(83)。この間に、返還前の事前工事や遺跡調 査の遅れから、2002年3月返還の1年延期も決 定されている。北側部分に関して北谷町は「桑 江伊平土地区画整理事業」を策定し、村役場周 辺を行政業務地域、国道58号沿いを商業地域、 その他を住宅地域として再開発する計画を進め ている。総事業費約72億円のこの事業には、国 土交通省からの補助も出ている⁽⁸⁴⁾。そして2003 年3月31日、キャンプ桑江北側は正式に返還さ れた(実際の返還面積は約38.4ha)。SACO 合意 による米軍専用施設の返還としては、現時点で 返還が実現した唯一の事例である。

キャンプ桑江北側からは2002年1月に油状物質の入ったドラム缶が大量に発見され、返還地に土壌汚染があるのではないかとの懸念が生じていた。施設局は、返還後の2003年5月から環境調査を行い、PCBやカドミウム等による土

壌汚染の状況を調べている(調査は8月までを 予定)。かりに米軍が原因の汚染が発見された 場合には、国が原状回復を行うことになる(85)。 しかしながら、当初問題となっていた埋め立て 工事費と埋蔵文化財の調査費については、問題 は解決していない。施設局は埋め立て工事は原 状回復の枠を越えるので国からの支援はできな いとしているのに対し、地主側は現在の状況に 合わせるのが原状回復であり「戦前の状態に戻 されても困る」として国の責任を訴えている。 文化財調査についても、北谷町が再開発事業の 主体となったことで町が負担することとなってい るが、現在では約15億円が必要と見積もられて おり、北谷町は国からの支援を要望している(86)。

一方、キャンプ桑江南側の返還には、海軍病院や青少年センター等の移設が必要となる。さらに、南側のうち35ha はキャンプ桑江・キャンプ瑞慶覧の住宅統合と重複している。これは住宅の高層化等により施設面積の縮小をはかる措置であるが、キャンプ桑江の大半は返還が予定されているので、事実上はキャンプ瑞慶覧への住宅移設とも解釈できる。海軍病院はキャンプ瑞慶覧の宜野湾市部分に、その他の施設については住宅統合と共にキャンプ瑞慶覧の北谷町、北中城村、宜野湾市部分に移設される予定である(住宅統合については本章11を参照)。

1999年3月末、北谷町および北中城村は施設移設および住宅統合の受け入れを表明した。これを受け1999年4月27日の日米合同委員会では、青少年センター等の移設が正式に合意された。これらの施設は2002年に完成し、同年6月13日の合同委員会の合意により米軍への提供が開始されている⁽⁸⁷⁾。

海軍病院については、2000年7月に宜野湾市が、海軍病院が民間の救急・難病患者を受け入れることや学術交流の実施等を条件として移設受け入れを表明した(88)。しかし、米軍基地の県内移設反対を掲げ2003年4月の市長選に当選した伊波洋一宜野湾市長は、同年5月の市議会で、「海軍病院のような恒久施設の建設は……

到底容認できない」として前市長が表明した海 軍病院移設受け入れを撤回する方針を示した。 しかしながら、那覇防衛施設局は、前市長から は文書による正式な移設受け入れ表明があった として、計画の見直しには難色を示している。 宜野湾市長の方針も地元民の総意に基づくもの とは言い切れず、同市の軍用地主の中にも「政 治姿勢は理解するが、首長としては市民の利益 になる事業を歓迎してほしい」との声がある⁽⁸⁹⁾。 キャンプ桑江南側の返還期限はまだ先(2008年 3月末)であるが、返還条件である新設施設の 建設にかかる時間や基地負担の軽減を求める沖 縄の民意を考慮すれば、早急な合意形成が求め られている。

8 瀬名波通信施設

瀬名波通信施設は、読谷村の北西部、観光地 としても有名な残波岬のごく近くに位置する空 軍の通信施設である。沖縄の本土復帰以前は通 信施設だけではなく戦車等の射撃場もあり、ナ イキ・ハーキュリーズ地対空ミサイルやメース B中距離核ミサイルも配備されていた。復帰に 際してこれらの施設は統合され、陸軍が管理す る「ボロー・ポイント射撃場」として米軍に提 供されることとなったが、実際には既に施設の 大半は遊休地化していた。本土復帰時の施設面 積は約462haであったが、その後通信施設以外 の部分の返還が進み、現在の面積は約61haに まで縮小している。1977年には名称も現在の 「瀬名波通信施設」へと変更され、翌年には管 理も陸軍から空軍へと移管された。現在のこの 施設の主な役割は、西太平洋諸国の通信・放送 傍受であるという⁽⁹⁰⁾。

SACO 最終報告では、2000年度末までを目途に、アンテナ施設および関連支援施設をトリイ通信施設(トリイ・ステーション)に移設することを条件に瀬名波通信施設を返還することが合意された。ただし、マイクロ・ウェーブ塔部分(約0.1ha)だけは返還後も維持される。トリイ通信施設は陸軍が管理しグリーン・ベレー

が駐留している基地で、瀬名波通信施設と同様 に読谷村にあり読谷飛行場のすぐ南側に位置し ている。

瀬名波通信施設は、施設面積の大半(約58ha) が私有地である。SACO の中間報告に瀬名波 通信施設の返還が盛り込まれた時点で、瀬名波 通信施設の軍用地主会は、米軍の継続使用を求 め基地返還には反対することを地主会の総意と して確認し、政府への嘆願も行った。その理由 は、地主の多くが高齢化していて軍用地料が不 可欠の収入源となっていること、瀬名波通信施 設からは特に基地被害が生じていないこと、跡 地利用の具体的な計画がないこと等であった⁽⁹¹⁾。 さらに、同施設では黙認耕作も広く行われてい るので、軍用地料に加え黙認耕作による収入も 得ている地主も多い。そのような地主にとって 基地の返還は大きな経済的打撃となる。一方、 移設先のトリイ通信施設がある読谷村楚辺区も、 新設施設の建設により施設内の黙認耕作地が潰 されることを恐れ、当初は移設に反対していた。 返還予定地と移設先の双方からの反対により、 瀬名波通信施設の返還は暗礁に乗り上げてしまっ たのである。

2000年になってようやく事態が進展し始める。 同年8月、「反対ばかりしていると農耕できな くなる恐れがある」との危機感を抱いた楚辺区 は、黙認耕作地の整備、新しい公民館・体育館 の建設、トリイ通信施設への区民の立ち入りの 緩和、同施設内の軍用地料の値上げ、同施設内 の下水施設の設備の5つを条件として移設を受 け入れることを区民総会で了承した。これを受 け読谷村長も、トリイ通信施設への移設受け入 れを正式に表明した。村長も楚辺区が希望した 5項目を条件として提示し、那覇防衛施設局も この条件には「誠意を持って対応したい」とし ている⁽⁹²⁾。2002年3月1日には、日米合同委 員会も瀬名波通信施設の返還とトリイ通信施設 への機能移設に正式に合意した。現在は移設す る通信システムおよび建物等の設計を行ってい る段階で、期日は未定だが新設施設が完成した

後に瀬名波通信施設は返還されることになる。 また、返還予定地はすでに農業振興地域に指定 されていることもあり、返還後もおそらく農地 として活用されることになるという。

9 牧港補給地区

牧港補給地区(キャンプ・キンザーとも呼ばれ る) は、浦添市の海岸部にある兵站補給整備基 地で、その西側には那覇市へとつながる幹線道 路である国道58号が走っている。南北に約3㎞、 東西に約1㎞と細長い形状をした基地で、面積 は約274haである。かつては陸軍が管理してい たが、1978年に海兵隊へと移管され、それに伴 い海兵隊の兵站・後方支援部隊である海兵隊第 3軍役務支援軍の司令部とその主力部隊がキャ ンプ瑞慶覧から牧港に移駐してきた。国道58号 側には大倉庫群があり、主に海兵隊の軍需物資 を保管している。倉庫に隣接して、戦車等の大 型車両の整備も可能な工場もある。海側には家 族住宅と単身宿舎からなる居住施設があり、学 校・劇場・ボーリング場等も備えられている(93)。 SACO 最終報告では、牧港補給地区のうち 国道58号に隣接する3haの土地を返還するこ とが合意された。これは、慢性的な交通渋滞が 発生している国道58号を拡幅するためである。 返還により影響を受ける施設が牧港補給地区の 残余の部分に移設されることが条件とされてい る。同一施設内の移設であり新規に土地を提供 するわけでもないので、この条件には特に反対 の声があるわけではない。しかしながら、返還 予定地以外の場所も含めた全体の国道拡幅計画 の策定が遅れているため、牧港補給地区の3 ha についてはまだ返還の見通しが立っていな い。現在、同計画策定に向け関係諸機関が調整 している段階にある。

10 那覇港湾施設

本土復帰以前は那覇軍港と呼称されていた那 覇港湾施設は陸軍が管理する港で、那覇商港那 覇埠頭と同一港湾にあり(北側を民間が、南側 を米軍が使用)、那覇空港にも隣接している。面積は約57haで、約150mの埠頭が8つあり小型戦闘艦で5隻、揚陸艦で3隻の収容能力があるという(94)。埠頭のほかにも、倉庫や船舶修理場、車両整備場等もある。米軍艦船の年間寄港隻数は1987年には96隻であったが、それ以降減少し1992年および1993年には16隻となったが、その後再び増加し2001年には38隻となっている(95)。

前述したように、1974年の第15回安保協は移 設を条件として那覇港湾施設の全面返還に合意 していたが、移設先が決まらず返還は実現して いなかった。その後、1990年に返還が合意され た23事案にも含まれず、那覇港湾施設の返還は 「今後の検討対象」という扱いの18事案にまわ された。その後、沖縄県が那覇港湾施設の返還 を主要3事案の一つに位置づけ日米両国政府へ の働きかけを強めたこともあり、1994年に日米 合同委員会の下に「那覇港湾施設移設作業班」 が設置された。作業班は約35.3ha の代替施設 を那覇港の浦添埠頭地区内に移設し那覇港湾施 設を返還するという勧告を作成し、日米合同委 員会も1995年5月にこの勧告を承認した。しか し、移設先とされた浦添市から反対の声が上が り、同市議会でも移設反対決議が採択され、返 還の見通しは立たなかった⁽⁹⁶⁾。このような中 でSACO が設置されたため、移設問題はSACO の場で再協議されることとなった。そして SACO の最終報告では、那覇港湾施設の返還 および浦添埠頭地区への代替施設移設を加速化 するため最大限の努力を継続することが決定さ れた。

那覇港は那覇市と浦添市にまたがる港湾で、那覇埠頭地区、泊埠頭地区、新港埠頭地区、浦添埠頭地区の4つの地区に分けられている。現在、那覇港では2018年までを目標として大規模な埋め立てによる港湾拡張計画が進められている。SACO 合意は、那覇市街に近く利便性の高い那覇埠頭から米軍の那覇港湾施設を撤去し、浦添埠頭の新規埋め立て地の一角に移設しよう

とするものである。浦添埠頭の埋め立ては米軍の牧港補給地区の沖合で行われる計画なので、 米軍にとっても軍港と補給施設の連絡がスムーズになるとの利点がある。

那覇港湾施設の返還は、長年の懸案であった ことに加え、巨大な米軍基地の県内移設を伴う ことから普天間飛行場と並んで SACO の 2 大 事案と目された。名護市の場合と同様に、浦添 市も当初は移設受け入れに難色を示していた。 しかし、1998年頃から、民間から浦添への移転 を容認する声が出始める。同年4月には那覇商 工会議所が、5月には浦添商工会議所がそれぞ れ港湾整備構想を発表し、その中で軍港の浦添 埠頭移設を提言した。この背景には、莫大な予 算が必要な港湾整備に対して、軍港移設受け入 れにより国からの支援を引き出す狙いもあった。 1995年には移設反対を決議した浦添市議会でも、 今回は軍港移設を求める浦添商工会議所の陳情 が採択された⁽⁹⁷⁾。これに続いて1998年10月に は沖縄県議会および那覇市議会でも、浦添移設 を容認する決議・意見書が採択された。

1998年11月に浦添移設に積極的な稲嶺恵一氏 が沖縄県知事に当選したことで、具体的な協議 が開始された。1999年1月に開催された沖縄政 策協議会で、稲嶺知事は那覇港湾施設の浦添移 設を「前向きに検討していく」と述べ、事実上 の移設受け入れを表明した。これに応えて政府 も、県の那覇港国際流通港湾計画調査に対する 予算措置を含む支援、1998年初頭に普天間基地 移設問題がこじれてから棚上げ状態となってい た政府による沖縄経済の自立支援策「沖縄経済 振興21世紀プラン」の推進等を約束した(98)。 しかしながら、宮城健一浦添市長(当時)は軍 港移設反対を掲げて当選したこともあり、移設 計画に対して慎重な姿勢を崩さなかった。情勢 の変化を受けて当初の全面反対の姿勢こそ緩和 したものの、市長は移設の条件として、基地機 能の強化につながらないこと、物資の搬出入と いった一部の機能移転に限ること、民間が管理 権を持つ港湾の一部を米軍に使用させる軍民共 用施設とすること等をあげていた⁽⁹⁹⁾。しかし SACO 合意は那覇港湾施設の全機能の移設を 条件としており、日本政府はもちろん沖縄県も それを前提としていたため事態は暗礁に乗り上 げる形となった。

軍港移設が争点となった2001年2月の浦添市 長選で移設推進派の儀間光男氏が当選したこと で、この事態が打開される。儀間市長は3月の 市議会であらためて軍港移設を容認する方針を 示し、政府・県との調整が開始された。同年11 月には、国・沖縄県・浦添市の代表で構成され る「那覇港湾施設移設に関する協議会」が、浦 添・那覇両市の振興策をそれぞれ協議する2つ の協議会と共に発足した。これ以後、県・市は 那覇港全体の港湾計画の改定作業に、防衛施設 庁は移設施設の位置・形状等に関する米軍との 協議に取り組むこととなる(100)。これらの作業 は難航したが、2003年1月の第4回移設協議会 で移設施設の位置・形状が決定された。新軍港 は底辺700m、縦820mの逆L字型で、岸壁の 総延長は那覇港湾施設とほぼ同じ約1,900mで ある。この計画は同年7月30日の日米合同委員 会で正式に合意され、今後はバース数や艦船の 運用等について日米間の調整が行われることに なっている。施設の建設は那覇港全体の整備計 画と一体となっているため、全体の工事の進展 具合によって完成時期は左右されるが、いずれ にせよ返還はかなり先になることが予想される。

新軍港の建設に対しては、依然として反対の 声もある。米軍基地の県内移設への反発や浦添 移転により牧港補給地区の返還が不可能になる のではないかという懸念に加え、軍港移設は基 地機能の強化を目的としているのではないかと いう批判がある。それは、那覇港湾施設の水深 が最大でも10.3m しかなく大型艦は入港できな いのに対して、新施設は水深12m となり空母 や原潜の入港も可能となるからである(101)。さ らに、本土復帰以前に米軍自らが大型艦の接岸 が可能になることや牧港補給地区への輸送にか かる経費を節減できること等を理由として那覇 軍港の浦添移転を計画していたことを示す機密 文書が1999年に発見されたため、浦添への軍港 移転は米軍の要求を鵜呑みにした結果なのでは ないかとの批判も出ている(102)。移設を受け入 れた儀間市長も、現機能を超えない範囲での移 設を条件とし、大型艦や原潜の入港は認められ ないと表明している。さらに市長は、基地機能 の強化を防止するために新施設の使用協定を政 府と結ぶことも選択肢の一つだと発言した(103)。 しかし、防衛施設庁は、実際の運用は米軍次第 ではあるが基地機能に変化はないだろうとの姿 勢に終始している。石破茂防衛庁長官も、現在 の機能維持が日米間の合意の前提であり、使用 協定を結ぶ必要性はないと答弁している(104)。

11 住宅統合(キャンプ桑江およびキャンプ瑞慶覧)

キャンプ瑞慶覧(キャンプ・フォスターとも呼 ばれる)は、北谷町・宜野湾市・北中城村・沖 縄市にまたがる約648ha の広大な海兵隊基地で ある(キャンプ桑江の概要は本章7で既述)。米軍 占領下では陸軍司令部と高等弁務官府がこの基 地内におかれ、在沖米軍基地の中枢を担ってい た。1975年に海兵隊へと管理が移管され、沖縄 の米軍基地の多くを管理する海兵隊基地司令部 (キャンプ・バトラー司令部) が駐留するように なった。キャンプ・バトラー司令官は在沖海兵 隊の戦闘部隊のトップである第3海兵遠征軍司 令官を兼務し、さらに対外的に在沖米軍全体を 代表する四軍調整官も兼務しているので、現在 でもキャンプ瑞慶覧は在沖米軍の中枢基地だと いえよう。キャンプ瑞慶覧には、岩国と普天間 の海兵隊航空部隊を指揮する第1海兵航空団司 令部も置かれているほか、砲兵連隊である第3 海兵師団第12海兵連隊等の戦闘部隊も駐留して いる。この他にもキャンプ瑞慶覧には兵器や車 両の保管施設や整備工場もあるが、施設面積の 半分以上は家族住宅・単身宿舎とその支援施設 (学校・運動施設・劇場等) が占めている⁽¹⁰⁵⁾。

SACO 最終報告では、2007年度末を目途として、キャンプ桑江およびキャンプ瑞慶覧の米

軍住宅地区を統合し、これらの施設および区域内の住宅地区の土地の一部を返還することが合意された。返還面積はキャンプ瑞慶覧が約83ha、キャンプ桑江が35haである(キャンプ桑江の35haは本章7のキャンプ桑江の返還面積と重複する)。住宅統合とは、住宅の高層化等の措置により施設面積を縮小することを意味する。前述したように、キャンプ桑江は大半が返還されるので、新設住宅はキャンプ瑞慶覧内に建設されることが想定されている。

1999年3月末には北谷町と北中城村が、同年4月には宜野湾市が住宅統合の受け入れを表明している。同年4月27日の日米合同委員会では、第一段階の措置としてキャンプ瑞慶覧内のゴルフ・レンジ地区(北中城村部分)に高層住宅2棟(136戸)を建設することが合意された。この住宅は既に完成し、2002年6月13日の合同委員会合意により米軍への提供が開始されている。また、第二段階の措置として、2002年2月7日の合同委員会はキャンプ瑞慶覧サダ地区(北谷町・北中城村部分)に高層住宅2棟(136戸)および低層住宅194戸の計330戸を建設することに合意し、これらの住宅は2006年頃に完成すると見られている(106)。これらに続き、今後も順次住宅統合が進められていく予定である。

住宅統合に関して問題となったのは、キャンプ瑞慶覧返還予定地のうち、宜野湾市部分の地主が返還に反対していたことであった。宜野湾市の軍用土地等地主会は、2000年5月の時点でも、「返還対象地は傾斜地で、起伏も激しく、跡地利用は困難」だとして、当面は米軍が継続使用するようにと沖縄県に要請していた。しかし、翌6月になると、地主会は返還合意を覆すのは難しいと判断し、跡地利用への支援を条件に方針を転換した。これを受けて宜野湾市長も7月27日に宜野湾市部分約55haの返還受け入れを表明し、同時に国による跡地利用への行財政支援を要請した(107)。

宜野湾市は国からの支援を得つつ地主からの 意向調査等も行い、2002年12月には市職員・地 主・学識経験者等で構成される駐留軍用地跡利用計画策定委員会を発足させた。同委員会は、2003年6月に基本構想を宜野湾市長に答申した。基本構想は、返還地の約47%を占める傾斜地については緑地公園や低層住宅を整備し、全体としては「水・緑・眺望を生かしたいやされるまち」をテーマに緑地、宅地、商業地として開発することを提唱している。同時に、構想実現のために必要な措置として、調査のための返還前の基地内立ち入りと、土地返還後の地主への給付金支給を延長するために当該地域を「特定跡地」に指定すること等が要望されている(108)。

返還後の給付金の問題は宜野湾市に限定され たものではなく、多くの軍用地主が直面する問 題である。通常、軍用地主は基地が返還される と軍用地料を得ることができなくなる。しかし、 土地が返還されても、環境調査や再開発が必要 であったりするので直ちに土地を有効活用でき るとは限らない。そこで、軍用地主への支援策 として、「沖縄県における駐留軍用地の返還に 伴う特別措置に関する法律」は、返還後も地主 が返還地を利用できない場合に限り日本政府が 3年間まで給付金を地主に支払うことができる と定めている。さらに、「原状回復に相当の期 間を要する」と見なされる返還地は「沖縄振興 特別措置法」に基づき特定跡地に指定すること ができ、特定跡地に指定されると3年を越えて 特定跡地給付金が支払うことが可能になるので ある。しかし、沖縄振興特措法は2012年3月末 を期限とする時限立法であるため、基地返還が 遅れると特措法に基づく給付金支給が不可能に なることも予想される。その意味でも、沖縄県 には特措法の延長を望む声が強い。

なお、キャンプ瑞慶覧の返還予定地のうち沖縄市部分(約23ha)については、2001年5月に同市が基本計画を策定し、歴史交流公園や戦後史博物館、生涯学習センター、百貨店等を備えた教育・観光・商業地区として再開発することが計画されている⁽¹⁰⁹⁾。

おわりに

以上にみてきたように、1996年の SACO 最 終報告で日米両国政府が合意した沖縄米軍基地 の返還計画は、そのほとんどが当初の予定から 大幅に遅れている。その最大の原因は、SACO 合意が基地返還に「沖縄県内における施設の移 設」という条件を付けていることにある。新た な米軍施設の受け入れに対する沖縄の反発は強 く、SACO合意が本当に沖縄の負担の軽減に つながるのか疑問視する声も一部にはある。国 も沖縄県も「地元の意向を重視する」との立場 から、移設予定先の自治体に積極的に受け入れ を要請することはしていないが、この姿勢には 問題を市町村に押し付けているとの批判もある。 移設元の自治体にとっても、自分たちと同様に 基地被害に苦しんでいる同じ沖縄の自治体に対 して、基地移設の受け入れを要請することは事 実上不可能なのである。

基地受け入れに向けて国が取り得る唯一の方 策が、振興策等の財政支援である。1999年3月 には、金武町、伊江村、北谷町、北中城村が相 次いで米軍施設・訓練の受け入れを表明した。 3月末に受け入れ表明が集中したのは、年度内 に受け入れを表明すれば1998年度分の SACO 交付金(110)の適用が受けられるからであった。 しかし、従来から基地交付金や軍用地料という 「アメ」で沖縄の不満を封じる政府の手法には 批判があり、米軍基地に依存する沖縄自治体の 財政構造に対する懸念も強い。SACO 合意に 由来する沖縄振興策や SACO 交付金に対して も同様の批判がある(111)。移設先の自治体では、 基地反対の立場から移設に反対する住民と財政 援助を求めて移設を容認する住民が対立し、コ ミュニティーが分裂してしまうこともある。そ の一方で、移設元の自治体にとっては基地の返 還は基地交付金の消滅を意味し、再開発にかか る経費をどのように工面するかが課題となって いる。

個人の軍用地主にとっても、基地返還がかえっ て負担となる側面もある。軍用地料に生活を依 存している地権者も多く、経済的な理由から仕 方なく米軍基地の存続を望むケースも目立つ。 前述したように、基地返還後の給付金も年限が 限られている。再開発中は土地を有効利用する ことができないので、再開発が遅れれば土地か ら何の収益も上げられない事態が生じ得る。こ の点でも、何らかの国の支援を求める声が強い。 また、米軍関係者の犯罪について容疑者の身柄 の起訴前引き渡しをめぐって現在話題となって いる在日米軍地位協定は、基地返還にとっても 障害となっている。例えば、地位協定は返還地 の原状回復義務を米軍に課していないし、返還 前に調査のために基地に立ち入ろうとしても米 軍が拒否すればそれはできないのである(112)。

この他にも基地返還には、日本人従業員の再 就職問題や所有者不明地の確定問題といった様々 な問題がある。SACO で基地返還に合意した といっても、それは返還に向けたプロセスの第 1段階に過ぎない。少女暴行事件をきっかけと して沖縄は全国的に注目されたが、SACO合 意の成立や2000年の沖縄サミット開催を経て、 現在では当時よりも沖縄への関心は薄れてしまっ た。しかし、日米の安全保障関係を支えている 沖縄の米軍基地から生じる問題は、決して沖縄 だけの問題だと見みなされるべきものではない。 沖縄県という一地方自治体に、国家である米国 との間に生じている問題を押し付けてはならな い。米軍基地問題の解決は国の責務であり、政 府の取り組みをより一層強化することが切実に 求められている。

- 注(1) "U.S. to Realign Troops in Asia; The Pentagon is shifting to smaller, more mobile forces to confront new challenges", Los Angeles Times, May 29, 2003.
 - (2) 『琉球新報』2003.5.31.
 - (3) Hearings of the Asia Pacific Subcommittee of the House International Relations Committee,

- America's Forward Deployment in Asia and the Pacific, June 26, 2003.
- (4) Secretary of Defense, Annual Report to the President and the Congress, (August 2002): 12.
- (5) 本稿では、煩雑になるのを避けるため元号表記は省略し、西暦表記のみとする。
- (6) 海兵隊撤退の論拠は論者により様々で、日本の後方支援能力を強化することによりそれが可能となるという主張から、実際には沖縄の海兵隊は米国の戦略上重要な役割を果していないので駐留の必要はないという主張まである。また、海兵隊員や海兵隊 OB の中にも、訓練地域の不足、基地機能の分散、問題点の多いローテーション配備等を理由に、沖縄からの撤退を主張する見解がある。これらの論議をまとめたものとして次を参照。植村秀樹「海兵沖縄駐留論の再検討」『流通経済大学論集』2000.3, pp.39-53. 村田晃嗣「在沖縄海兵隊削減の可能性」『平和研究』1998.11, pp.25-34.
- (7) 沖縄県総務部知事公室基地対策室編『沖縄の米 軍及び自衛隊基地(統計資料集)平成15年3月』 2003.3, p.1.
- (8) 同書、p.2.
- (9) 『沖縄タイムス』1990.6.19. 沖縄県総務部知事公室基地対策室編『沖縄の米軍基地 平成10年』1998.3, p.219.
- (10) 同書、p.33.
- (11) 『沖縄タイムス』1986.11.26.
- (12) 『沖縄タイムス』1990.6.20.
- (13) 『沖縄の米軍基地 平成10年』pp.220-221.
- (14) この間の経緯については、畠基晃『ヤマトンチューのための沖縄問題・基礎知識』亜紀書房、1996年、pp.78-86.
- (15) 共同宣言は、1996年4月の日米首脳会談で「日 米安全保障共同宣言 21世紀に向けての同盟」と して公表された。
- (16) 船橋洋一「日米安保再定義の全解剖」『世界』1996.5, p.41.
- (17) SACO の構成員は、日本側が外務省北米局長、 防衛庁防衛局長、防衛施設庁長官、統合幕僚会議 議長、米国側は国務次官補、国防次官補、太平洋

- 軍司令部第5部長、在日米軍司令官、在日米国大 使館次席公使、統合参謀本部メンバーで、通常の 地位協定上の問題を協議する日米合同委員会より もランクの高いメンバーが参加している。
- (18) 沖縄米軍基地問題協議会の構成員は、外務大臣、 内閣官房長官、防衛庁長官および沖縄県知事で、 必要に応じ構成員以外の国務大臣等も参加できる こととされた。
- (19) 両最終報告は、防衛庁『平成15年版 日本の防衛』pp.360-363. 防衛庁ホームページ http://www.jda.go.jp/> でも閲覧可能。
- (20) SACO 合意の交渉過程については次を参照。船橋洋一『同盟漂流』岩波書店、1997. 大田昌秀『沖縄の決断』朝日新聞社、2000.
- (21) 梅林宏道『情報公開法でとらえた沖縄の米軍』 高文研、1994, pp.190-202.『沖縄の米軍基地 平 成10年』pp.73-77.
- 22) 普天間移設の経緯を詳細に紹介したものとして、 高橋明『沖縄の基地移設と地域振興』日本経済評 論社、2001.2. 中立的立場からこの問題を論じて いるものとしては、仮野忠男「熱冷めたか沖縄の 普天間問題」『月刊官界』2000.12, pp.182-189, 同 「普天間代替飛行場 残された難問」『月刊官界』 2000.1, pp.118-126 等がある。
- (23) 沖縄県『県民の皆様へ 経済振興と基地問題の バランスある解決を図り二十一世紀の沖縄を築い ていくために』1999.11.22, pp.6-7.
- (24) 『名護市広報 市民のひろば』 2000.2, p.5.
- ② 「普天間飛行場の移設に係わる政府方針」『平成 15年版 日本の防衛』pp.363-364.
- ②6) 代替施設協の協議概要や資料は首相官邸 HP <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hutenma/index.html>で閲覧可能。
- ② 『平成14年第8回 沖縄県議会(定例会)会議録』 第4号、平成14年12月16日、p.138.
- (28) 『沖縄タイムス』 2003.3.14, 2003.3.15.
- (29) 『沖縄タイムス』 2003.4.18.
- ③0 仮野「普天間代替飛行場 残された難問」p.126.
- (31) この基本合意書には、沖縄・北方大臣、防衛庁 長官、外務大臣、沖縄県知事、名護市長が直筆で

署名している。

- (32) 例えば、夜間の飛行は米国の運用上の所用のために必要なものだけに限定する、日曜日の飛行は任務の所用を満たすために必要と考えられるものに制限される等とされている。
- (33) 『琉球新報』 2003.7.25.
- (34) CH-46の後継機で、主翼の両端にある双発の回転翼を上に向けることで垂直離発着とホバリングができ、さらに回転翼を前方に向ければ短距離滑走による離陸も可能となる。CH-46よりも速度・航続距離で大きく上回る。石川巌「主力は MV-22 オスプリ 沖縄海上施設の実態」『軍事研究』1998.9, pp.82-84.
- (35) Department of Defence, DoD Operational Requirements and Concept of Operations for MCAS Futenma Relocation, Okinawa, Japan, Final Draft, (29 September 1997): 3-5.
- (36) 亀山統一「動き出した普天間基地移設と海兵隊 再編」『平和運動』2000.11, pp.7-8. 同「沖縄海上 航空基地基本計画の問題点」『水情報』2002.6, p. 18. 真喜志好一ほか『沖縄はもうだまされない 基地新設=SACO 合意のからくりを撃つ』高文研、 2000.
- (37) 例えば、阿倍岳「普天間移設と巨大利権」『週刊金曜日』2001.7.27, pp.34-36. 同「普天間移設 工法決定までの暗闘」『週刊金曜日』2002.10.25, pp. 33-36.
- (38) この準備協は跡地利用のモデルケースとしてまず普天間を取り上げたもので、その後 SACO 合意の返還予定地を抱える全ての自治体が関与する跡地対策協議会が発足している。
- (39) 2003年7月、海軍駐機場を嘉手納飛行場内の沖縄市側に移設することを沖縄市が受け入れた。『沖縄タイムス』2003.8.1.
- (40) 梅林『情報公開法でとらえた沖縄の米軍』pp.209-212.
- (41) 「基地めぐり 北部訓練場」『防衛施設広報』1998. 10.10, p.1.
- (42) ダムの貯水池を使用した訓練(浮橋の建設、水 陸両用車による訓練、救助訓練等)については、

- 水質汚染に対する県民の感情からして中止して欲 しいと従来から沖縄県は要請しており、米軍も1988 年以降は訓練を中止していた。沖縄県『沖縄の米 軍基地 平成10年』pp.30-31.
- (43) 『琉球新報』1999.3.13. 貴重種保護の観点からへリパッド移設に反対する動きについては、浦島悦子「やんばるの自然を守れ 米軍・ヘリパッド建設に反対する」『週刊金曜日』1999.7.30, pp.31-33.
- (4) 「SACO 案件に関する日米合同委員会合意について」『防衛施設広報』1999.5.10, p.3.
- (45) 『沖縄タイムス』1999.10.22夕刊、『琉球新報』 1999.10.27.
- (46) 『沖縄タイムス』 2000.10.2.
- (47) 『沖縄タイムス』 2001.1.31.
- (48) 『沖縄タイムス』 2002.6.22, 『琉球新報』 2002.8. 5, 2002.10.8.
- (49) 『沖縄の米軍基地 平成10年』pp.81-83.
- (50) 『沖縄タイムス』1998.3.4.
- (51) 『沖縄タイムス』 1998.3.14, 1998.4.8, 1998.4.9 夕刊.
- 52 『沖縄の米軍基地 平成10年』p.52. 沖縄県金武 町『金武町と基地』1991, p.40.
- (53) 沖縄の米軍基地と赤土被害については、次を参照。満本裕彰「米軍基地による赤土汚染について」 『沖縄県衛生環境研究所報』53号、2001, pp.173-177.
- 64) この懇談会は、少女暴行事件後の政府による沖縄問題への取り組みの一環として、米軍基地を抱える沖縄自治体の再開発計画を検討するために、島田晴雄慶応大教授を座長として1996年に設置されたものである。「沖縄米軍基地所在市町村に関する懇談会提言 平成8年11月19日」『防衛ハンドブック 平成15年版』朝雲新聞社、2003, pp.424-439. その後、この提言に基づき、政府からの支援のもと各自治体は沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業(島懇事業)を推進している。
- (55) 『沖縄タイムス』 1997.6.12, 1997.12.2.
- (56) 『第145回国会衆議院予算委員会議録』第8号、 平成11年2月2日、p.30.
- ⑸ 『沖縄タイムス』 1999.2.13.

- 58) 『琉球新報』1999.2.24, 『沖縄タイムス』1999.2. 28.
- (59) 『沖縄タイムス』 1999.5.16.
- (60) 『沖縄タイムス』 2003.3.6.
- (61) 梅林『情報公開法でとらえた沖縄の米軍』pp.255-256. 読谷村役場読谷飛行場転用推進課『読谷村と 米軍基地』2002.1, pp.7-8. 黙認耕作地とは「米軍 の管理権のもとで使用が黙認されている耕作地で、 国が土地の使用権限を付与したものでは」ない。 黙認耕作地に関しては、「黙認耕作者と土地所有者 が常に一致しているわけではないなど権利関係も 複雑」で、「返還後の跡地利用の障害となることも ある」等の問題点が指摘されている。「沖縄米軍基 地所在市町村に関する懇談会提言 平成8年11月 19日」『防衛ハンドブック 平成15年版』p.436.
- (62) オーストラリア国立大学戦略研究所の D・ボール教授のインタビュー。『琉球新報』2003.2.27.
- (63) 代理署名拒否については、大田『沖縄の決断』 pp.153-206, 237-263. 仲地博「軍用地強制使用職 務執行命令訴訟について」『法律時報』1996.4, pp. 17-22. 沖縄米軍基地の土地使用に関する法制度に ついては、小川竹一「沖縄の基地問題と市民法」 浦田賢治編『沖縄米軍基地法の現在』一粒社、2000, pp.125-166. 駐留軍用地特措法(正式名称は「日 本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全 保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本 国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施 に伴う土地等の使用等に関する特別措置法 |) の改 正に対する批判としては、人見剛「駐留軍用地特 別措置法改正の法的問題点」『法学セミナー』1997. 8, pp.12-15, 新崎盛暉「国会と本土に無視された 米軍用地特措法改定」『週刊金曜日』1999.7.30, pp.27-29.
- (6) とはいえ、金武町住民の中には、移設に反対する者もまだ多かった。「象のオリ移設に反対する会」 も議会に陳情書を提出していたが、特別委員会に は反対派の陳情は付託されず審議の対象とはなら なかった。『琉球新報』1998.9.28, 1999.3.8, 1999.
- (65) 『沖縄タイムス』1999.3.30, 1999.3.31, 1999.4.13

- 夕刊. 「SACO 案件に関する日米合同委員会合意について」『防衛施設広報』1999.5.10, p.3.
- (66) 『琉球新報』2000.9.6, 2001.6.29.
- (67) 『沖縄タイムス』 2001.7.31, 2002.5.24, 2002.7.10.
- (68) 『琉球新報』 2002.7.27.
- (69) 『沖縄タイムス』 2002.10.4. 『琉球新報』 2003.7. 18
- (70) 『読谷村と米軍基地』pp.4-7. 『沖縄の米軍基地 平成10年』p.59.
- (71) 『沖縄の米軍基地 平成10年』pp.60-61.
- (72) 同書、pp.32-33.
- (73) 『沖縄タイムス』 1997.8.4, 1998.5.30 夕刊.
- (74) 『沖縄タイムス』1999.3.29.
- (75) 『沖縄タイムス』1999.10.22.「米軍のパラシュート降下訓練 伊江島移転で合意」『防衛施設広報』1999.11.10, p.3.
- (76) 『琉球新報』2002.10.4.
- (77) 『琉球新報』2003.4.19. 読谷飛行場における黙認 耕作の詳細については、沖縄県読谷村『亜熱帯農 工業研究・試験場整備事業(基本構想策定)業務 報告書 平成11年2月』1999, pp.65-118.
- (78) 『第87回国会参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会会議録』第4号、昭和54年6月1日、pp. 1-2. 『第90回国会参議院決算委員会会議録』第1号、昭和54年11月28日、p.32.
- (79) 沖縄県読谷村『読谷飛行場転用基本計画 昭和 62年7月』1987.
- (80) 読谷飛行場問題に関する国会論議をまとめたものとして、『亜熱帯農工業研究・試験場整備事業(基本構想策定)業務報告書』「資料 読谷村飛行場問題の経過」pp.147-172. 基地返還に向けた読谷村の取り組みと再開発計画策定の経緯をまとめたものとして、小橋川清弘「基地のなかのまちづくり 沖縄県読谷村の事例」『都市問題』1999.10, pp.61-76.
- (81) 梅林『情報公開法でとらえた沖縄の米軍』pp.176-180.『沖縄の米軍基地 平成10年』pp.66-68.
- (82) 『沖縄タイムス』1999.7.24.
- (83) 『沖縄タイムス』1999.11.30, 2001.3.24.
- (84) 『琉球新報』2003.3.27.

- (85) 『琉球新報』2003.3.28, 2003.5.20.
- (86) 『琉球新報』 2003.3.28.
- (87) 『沖縄タイムス』1999.3.30, 2002.6.14.
- (88) 『琉球新報』2000.7.27 夕刊.
- 89) 『沖縄タイムス』 2003.6.19, 2003.6.26, 2003.6.27, 2003.8.5 夕刊.
- (90) 『読谷村と米軍基地』pp.10-12.
- (91) 『沖縄タイムス』 1997.10.12.
- (92) 『沖縄タイムス』 2000.8.19.
- (93) 『沖縄の米軍基地 平成10年』pp.77-80. 梅林 『情報公開法でとらえた沖縄の米軍』pp.202-208. 海兵隊第3軍役務支援軍については、同書、pp.77-83.
- (94) 同書、pp.315-316.
- (95) 『沖縄の米軍基地 平成10年』p.127. 『沖縄タイムス』 2003.1.25.
- (96) 『沖縄の米軍基地 平成10年』pp.127-128.
- (97) 『沖縄タイムス』 1998.9.26.
- 98 『沖縄タイムス』1999.1.29 夕刊.「沖縄経済振興21世紀プラン」は2000年 8 月に最終報告が作成されている。最終報告は首相官邸ホームページで閲覧可能 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/okinawa/index.html.
- (99) 『沖縄タイムス』1999.3.17 夕刊, 1999.10.11.
- (10) 『沖縄タイムス』 2001.11.16 夕刊, 2002.2.9.
- (101) 『琉球新報』2002.11.25.
- (10) 真喜志好一「SACO 合意に異議あり 資料が明らかにした真実-基地返還のナゾに迫る」『あごら』 2003.3, pp.60-62. 真喜志ほか『沖縄はもうだまされない』pp.73-99.

- (協) 『沖縄タイムス』 2002.6.19.
- (M) 『第156回国会参議院予算委員会会議録』第4号、 平成15年1月30日、p.18.
- (16) 梅林『情報公開法でとらえた沖縄の米軍』pp.180-189. キャンプ・バトラー司令部については、同書、 pp.84-92.
- (M) 「SACO 案件に関する日米合同委員会合意について」『防衛施設広報』1999.5.10, p.3.「日米合同委員会合意」『防衛施設広報』2002.3.10, p.2. 『沖縄タイムス』2002.6.14.
- (m) 『琉球新報』2000.5.9 夕刊, 2000.7.27. 『沖縄タイムス』2000.7.1.
- (18) 『琉球新報』2002.12.4, 2003.6.4.
- ⑩ 『琉球新報』2001.5.11.
- (III) SACO 関連経費の中から支出される交付金で、 正式には「SACO 事業の円滑化事業にかかる周辺 整備調整交付金」という。米軍の施設や訓練の移 転を受け入れた自治体に対して交付されており、 2002年度では総額約40億円が支出されている。
- (ii) 例えば、前泊博盛「世紀を越える基地経済の呪縛 主役なき悲劇=沖縄の振興計画」『軍縮問題資料』2000.7, pp.20-25. 沖縄自治体の財政構造と米軍基地については、仲地博「沖縄基地関連財源と市町村財政」浦田賢治編『沖縄米軍基地法の現在』一粒社、2000, pp.167-205. 川瀬光義「基地をめぐる政府間財政関係 沖縄の事例を中心に」『都市問題』1999.10, pp.27-42.
- (12) 高作正博「日米地位協定の立憲的統制 基地の 提供・返還の場面」『PRIME』2003.3, pp.65-67.

(ふくだ たけし・外交防衛課)